

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年6月
(第2回訂正分)

株式会社マイクロアド

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年6月20日に関東財務局長に提出し、2022年6月21日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年5月26日付をもって提出した有価証券届出書及び2022年6月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集669,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,992,100株（引受人の買取引受による売出し1,645,000株・オーバーアロットメントによる売出し347,100株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2022年6月20日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記引受人の買取引受による売出しについては、2022年6月20日に、日本国内において販売される株数が1,233,700株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売される株数が411,300株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2022年6月20日に決定された引受価額(1,297.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,410円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「416,987,700」を「433,913,400」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「416,987,700」を「433,913,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
 5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「1,410」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「1,297.20」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「648.60」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき1,410」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,300円～1,410円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,410円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,297.20円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,410円）と会社法上の払込金額（1,105円）及び2022年6月20日に決定された引受価額（1,297.20円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は648.60円（増加する資本準備金の額の総額433,913,400円）と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,297.20円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- (注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2022年6月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,297.20円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき112.80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と2022年6月20日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「833,975,400」を「867,826,800」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「818,975,400」を「852,826,800」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループはデータプラットフォーム事業における主要なサービスとして、データソリューションサービス、海外コンサルティングサービス、デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。

また、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収獲増型型のビジネスモデルである「データプロダクト」の二つに分類することで、それぞれのビジネスモデルに応じた経営戦略の立案や収益性の分析を行っております。特に当社では「データプロダクト」のビジネスモデルに属する「UNIVERSE」へ注力しており、当該領域のプロダクト開発及び人材への投資を積極的に行うことで、データプラットフォーム事業の拡大を目指してまいります。データソリューションサービスにおける「UNIVERSE」は、多種多様なデータを収集・蓄積し、業界業種に特化した消費行動分析を行うことで、その分析結果に基づいた広告配信を行うサービスになります。

上記の手取概算額852,826千円については、①データソリューションサービスにおける人材の採用費、②システム開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

①データソリューションサービスにおける人材の採用費

データソリューションサービスにおける営業、データ分析、システム開発部門の増強を図るため、2023年9月期に28名、2024年9月期に34名の採用を計画しております。具体的には、採用に伴う人件費及び採用費として、312,826千円（2023年9月期に103,026千円、2024年9月期は前期の採用人材に係る人件費と合わせ209,800千円）を充当する予定です。

②システム開発資金

データソリューションサービスにおいて、2024年9月期中に予定されている3rd Party Cookieの利用廃止に伴い、データプラットフォームの刷新を計画しております。3rd Party Cookieとは、WEBブラウザに搭載された、ユーザーを識別するためのIDになります。当社では、この3rd Party Cookieを利用して消費者の行動データの授受を行っておりますが、Google社の提供するWEBブラウザである、Google Chromeにおいて、2023年末にこの機能が廃止される予定です。このシステム開発では、3rd Party Cookieを代替する独自ID体系の構築や、AIによる推測技術によって、消費者の識別を可能にする新たなシステム開発等を含んでおります。

これらを実現することで、データ提携社数の拡大やデータ分析力が向上し、これまで以上に様々な業種、業界に向けたサービスの提供を行うことが可能になり、売上拡大に寄与すると考えております。

また、刷新予定のプラットフォーム上において、Webブラウザに依存しないデータサービスの開発についても計画しており、分析サービスをオフラインの領域に拡充することにより新たな収益拡大を計画しております。

これらを目的としたソフトウェア製品の開発費として、540,000千円（2023年9月期に270,000千円、2024年9月期に270,000千円）を充当する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年6月20日に決定された引受価額(1,297.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,410円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「1,645,000」を「1,233,700」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,228,975,000」を「1,739,517,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「1,645,000」を「1,233,700」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,228,975,000」を「1,739,517,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 引受人の買取引受による売出しにかかる売出株式1,645,000株のうち一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されます。
上記売出数1,233,700株は、日本国内において販売（以下「国内販売」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は411,300株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
 4. 売出価額の総額は、国内販売株数にかかるものであり、海外販売株数にかかるものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
 5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
 6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
 7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。
- （注）5. の全文削除及び6. 7. 8. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「1,410」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,297.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき1,410」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	株式会社SBI証券	1,298,100株
	大和証券株式会社	231,400株
	楽天証券株式会社	23,100株
	マネックス証券株式会社	23,100株
	松井証券株式会社	23,100株
	岩井コスモ証券株式会社	11,600株
	東海東京証券株式会社	11,600株
	アイザワ証券株式会社	4,600株
	極東証券株式会社	4,600株
	丸三証券株式会社	4,600株
	水戸証券株式会社	4,600株
	むさし証券株式会社	4,600株

引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき112.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2022年6月20日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「470,320,500」を「**489,411,000**」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「470,320,500」を「**489,411,000**」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「**1,410**」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「**1株につき1,410**」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2022年6月20日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、海外販売されます。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

411,300株

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であります。

(3) 海外販売の売出価格

1株につき1,410円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 海外販売の引受価額

1株につき1,297.20円

(注) の全文削除

(5) 海外販売の売出価額の総額

579,933,000円

3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社サイバーエージェント（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、347,100株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2022年7月22日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2022年6月29日から2022年7月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年6月
(第1回訂正分)

株式会社マイクロアド

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年6月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年5月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集669,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,992,100株（引受人の買取引受による売出し1,645,000株・オーバーアロットメントによる売出し347,100株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2022年6月9日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び 3. の番号変更

2【募集の方法】

2022年6月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年6月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,105円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「784,737,000」を「739,245,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「424,681,200」を「416,987,700」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「784,737,000」を「739,245,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「424,681,200」を「416,987,700」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（1,300円～1,410円）の平均価格（1,355円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は906,495,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,105」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,300円以上1,410円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年6月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,105円）及び2022年6月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,105円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（2022年6月20日）に元引受契約を締結する予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「849,362,400」を「833,975,400」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「834,362,400」を「818,975,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,300円～1,410円）の平均価格（1,355円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループはデータプラットフォーム事業における主要なサービスとして、データソリューションサービス、海外コンサルティングサービス、デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。

また、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収獲増型ビジネスモデルである「データプロダクト」の二つに分類することで、それぞれのビジネスモデルに応じた経営戦略の立案や収益性の分析を行っております。特に当社では「データプロダクト」のビジネスモデルに属する「UNIVERSE」へ注力しており、当該領域のプロダクト開発及び人材への投資を積極的に行うことで、データプラットフォーム事業の拡大を目指してまいります。データソリューションサービスにおける「UNIVERSE」は、多種多様なデータを収集・蓄積し、業界業種に特化した消費行動分析を行うことで、その分析結果に基づいた広告配信を行うサービスになります。

上記の手取概算額818,975千円については、①データソリューションサービスにおける人材の採用費、②システム開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

①データソリューションサービスにおける人材の採用費

データソリューションサービスにおける営業、データ分析、システム開発部門の増強を図るため、2023年9月期に28名、2024年9月期に34名の採用を計画しております。具体的には、採用に伴う人件費及び採用費として、278,975千円（2023年9月期に103,026千円、2024年9月期は前期の採用人材に係る人件費と合わせ175,949千円）を充当する予定です。

②システム開発資金

データソリューションサービスにおいて、2024年9月期中に予定されている3rd Party Cookieの利用廃止に伴い、データプラットフォームの刷新を計画しております。3rd Party Cookieとは、WEBブラウザに搭載された、ユーザーを識別するためのIDになります。当社では、この3rd Party Cookieを利用して消費者の行動データの授受を行っておりますが、Google社の提供するWEBブラウザである、Google Chromeにおいて、2023年末にこの機能が廃止される予定です。このシステム開発では、3rd Party Cookieを代替する独自ID体系の構築や、AIによる推測技術によって、消費者の識別を可能にする新たなシステム開発等を含んでおります。

これらを実現することで、データ提携社数の拡大やデータ分析力が向上し、これまで以上に様々な業種、業界に向けたサービスの提供を行うことが可能になり、売上拡大に寄与すると考えております。

また、刷新予定のプラットフォーム上において、Webブラウザに依存しないデータサービスの開発についても計画しており、分析サービスをオフラインの領域に拡充することにより新たな収益拡大を計画しております。

これらを目的としたソフトウェア製品の開発費として、540,000千円(2023年9月期に270,000千円、2024年9月期に270,000千円)を充当する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,270,100,000」を「2,228,975,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,270,100,000」を「2,228,975,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 売出価額の総額は、仮条件（1,300円～1,410円）の平均価格（1,355円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限にかかるものであり、海外販売株数にかかるものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「478,998,000」を「470,320,500」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「478,998,000」を「470,320,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,300円～1,410円）の平均価格（1,355円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【事業等のリスク】

14. 株式価値の希薄化について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は804,200株であり、発行済株式総数の9.7%に相当します。権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらし、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年5月



MicroAd

Redesigning the Future Life

株式会社マイクロアド

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式784,737千円（見込額）の募集及び株式2,270,100千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式478,998千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年5月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社マイクロアド

東京都渋谷区桜丘町20番1号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

経営方針

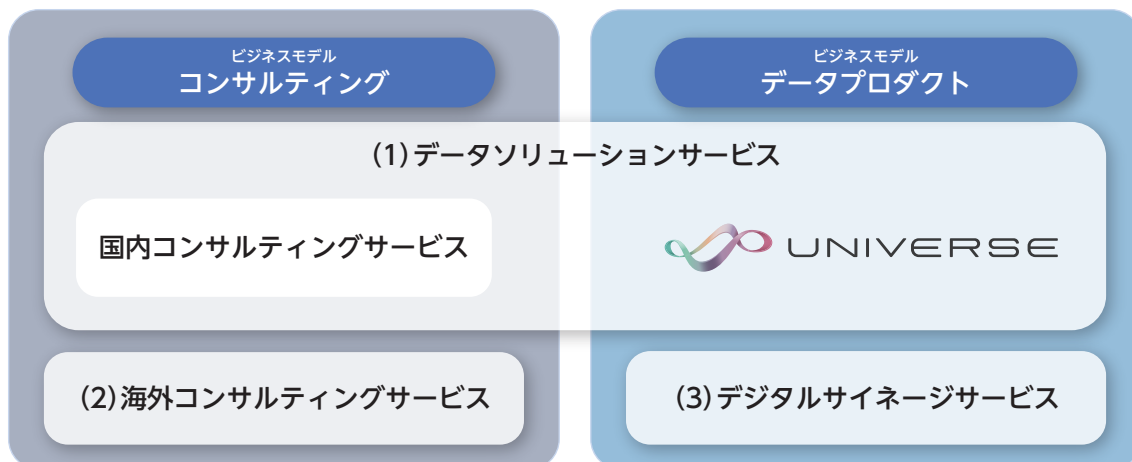
当社グループは、「Redesigning The Future Life」というビジョンのもと、データとテクノロジーの力によって、マーケティングを変革し、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることを目指して事業を展開しております。スマートフォン等の個人携帯デバイスの進化や、IoT (Internet of Things) などによるセンシングデバイス(注1)の日常生活への浸透、5Gを始めとした通信インフラの劇的な能力の向上によって、人々の生活のデジタル化は急速に進んでおります。そのようなデジタル社会の到来によって、消費者の消費購買行動は常に変化・多様化しており、マーケティング施策においてもその変化に対応する様々なソリューションが日々新しく生み出され、急速に発展し続けております。これら多様化し分断されている各種マーケティング施策を、様々なデータとAIによる独自の分析基盤によって集約・統合することで、多様な消費行動やその変化を常に把握し、的確に企業の製品・サービスの情報を消費者に届け、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることが当社グループの使命であると考えております。

事業の内容

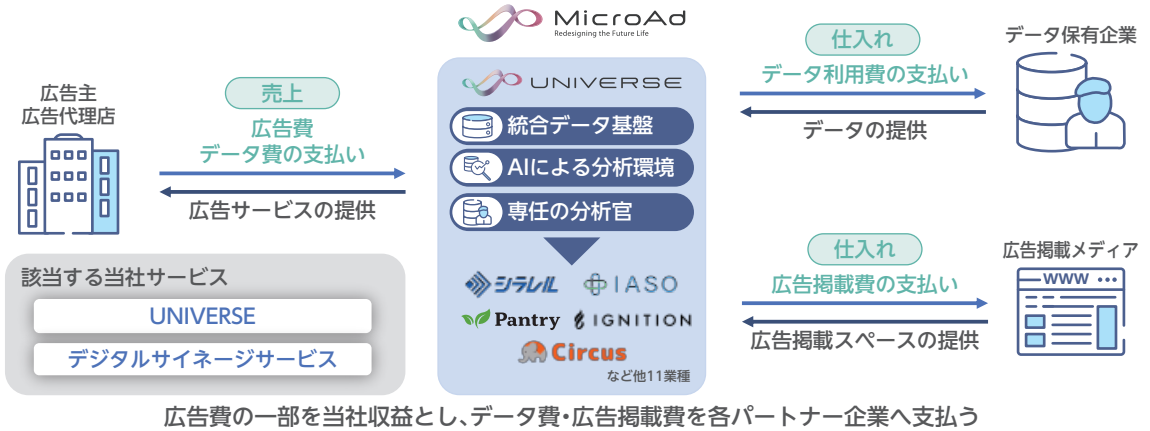
当社グループ(当社、当社の子会社及び関連会社)は、当社、連結子会社11社(株式会社マイクロアドデジタルサイネージ、株式会社エンハンス、他9社)、非連結子会社2社及び関連会社1社で構成され、「Redesigning The Future Life」というビジョンのもと、データとテクノロジーの力によって、マーケティングを変革し、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることを目指して事業運営を行ってまいりました。当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントごとの記載はしておりません。セグメントを構成する主要なサービスとして、(1) データソリューションサービス、(2) 海外コンサルティングサービス、(3) デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。

また、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収獲増型のビジネスモデルである「データプロダクト」の二つに分類することで、それぞれのビジネスモデルに応じた経営戦略の立案や収益性の分析を行っており、特に収益性の高い「データプロダクト」に属するサービスへ注力しております。それぞれのビジネスモデルと、提供するサービスの関係は下図のとおりです。

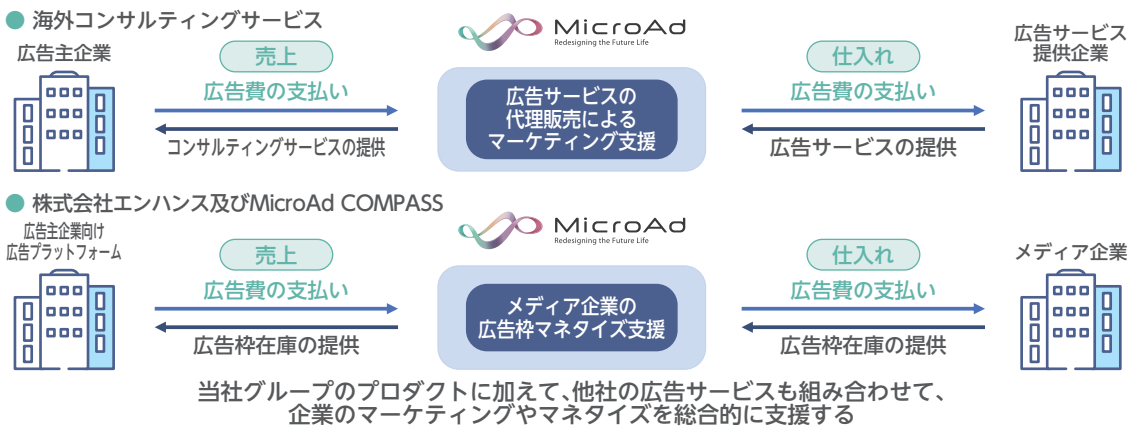
■ マイクロアドのサービスとビジネスモデル



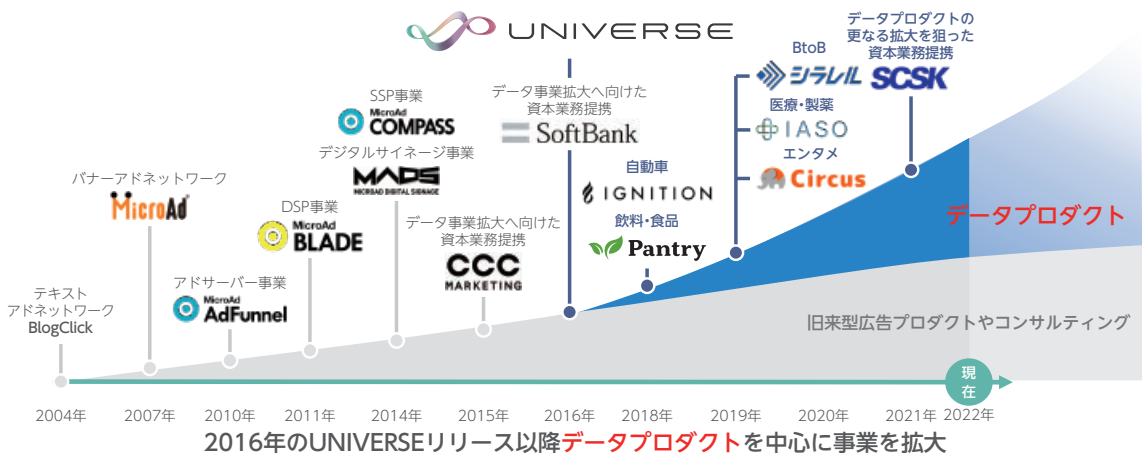
■ データプロダクトのビジネスモデル



■ コンサルティングのビジネスモデル



■ マイクロアドの歴史と成長の軌跡



当社のデータプラットフォーム事業を構成する、3つのサービスそれぞれの特徴は以下のとおりです。

(1) データソリューションサービス

データソリューションサービスは、1. UNIVERSE、2. 国内コンサルティングサービスの二つのサービスを総称したものを指します。

1. UNIVERSE

消費者の購買行動や消費行動のプロセスは、業界や業種によって多種多様であり、消費者は多様なプロセスを経て、企業の製品やサービスの認知・購買に至ります。UNIVERSEは、そのような多様な購買・消費行動を分析し、その分析データを活用して、顧客企業の様々なマーケティングの課題解決を行うサービスです。UNIVERSEでは、自社開発した二つのプラットフォームによって構成されております。

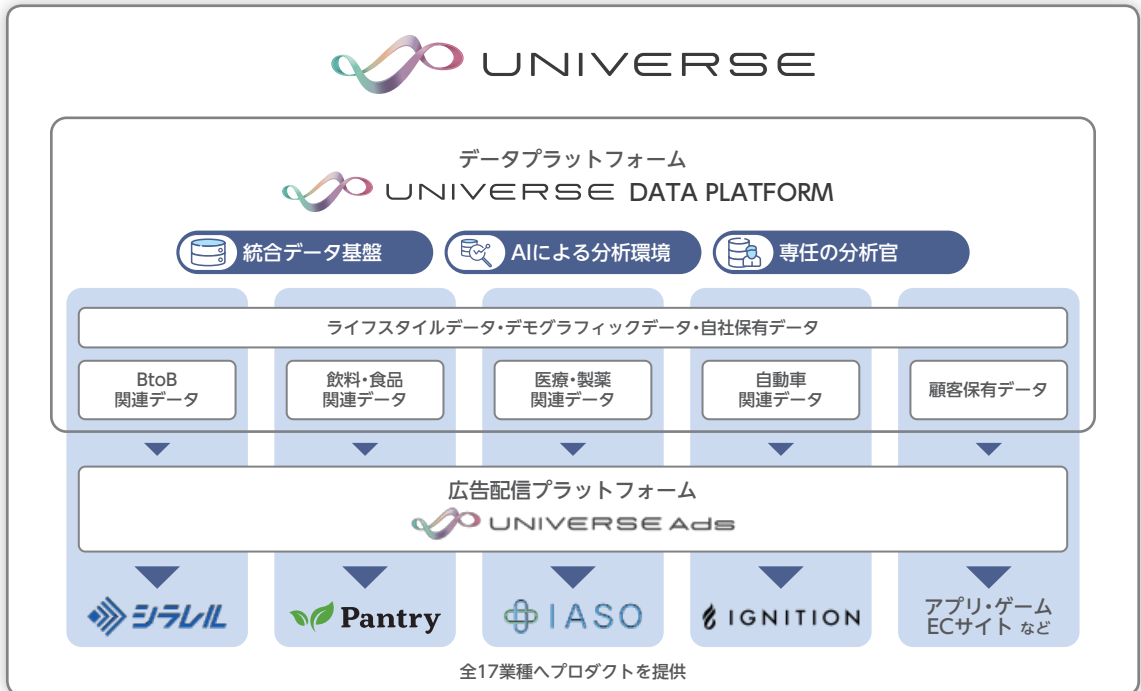
一つ目がデータプラットフォームである「UNIVERSE DATA PLATFORM」になります。「UNIVERSE DATA PLATFORM」では、消費者のライフスタイルの変化をとらえるデータや、消費者の性別・年齢等を推定したデモグラフィックデータなどの一般的なデータ群と、様々な購買・消費行動をとらえるための、業界・業種に特化したデータ群が蓄積されております。これらのデータは、2022年3月時点で211の外部データ保有企業・メディアからデータを収集・集約して構成されております。その大量のデータを組み合わせることで、消費者の様々な購買消費行動の分析を行います。

二つ目が広告配信プラットフォームである「UNIVERSE Ads」になります。顧客企業のマーケティング課題を解決する為に「UNIVERSE DATA PLATFORM」によって分析されたデータを活用し、UNIVERSE Adsを通して適切な消費者に広告配信を行います。

UNIVERSE Adsは「RTB (Real Time Bidding)」（注2）という技術を用いて、消費者毎にリアルタイムに最適な広告を選択し、オークション形式で広告配信を行うプラットフォームです。UNIVERSE Adsでは社内外の様々なSSP（注3）と接続することで、多くの消費者へ広告配信を行うことが可能です。広告配信技術であるRTBでは、オークションによって広告配信金額が決定する為、顧客企業のマーケティングの費用対効果を最大化する為には、最適な消費者に、最適な金額でオークションへの入札を行う必要があります。そこで、UNIVERSE Adsでは、AIを活用した最適化アルゴリズムを導入しております。AIによる分析では、企業の製品・サービスのカテゴリ、掲載面の品質やコンテンツの内容、配信を行う時間、広告クリエイティブ（注4）の種類（静止画・動画・ネイティブ広告（注5）等）など、広告の費用対効果を決定づける数十の変数を解析し、最適なアルゴリズムを構築することで、リアルタイムに最適解を導き出し、広告配信（入札）を行っております。この独自のAIアルゴリズムは配信・入札アルゴリズムを改善するための専任のデータサイエンティストが、様々なモデルの比較検討を行いながら日々改良を重ねております。加えて、UNIVERSE DATA PLATFORMとのリアルタイムなデータ連携によって、特定の製品カテゴリの比較検討を開始した消費者や、最終的な購買検討段階に移行した消費者、特定商品の購買意欲が急激に高まった瞬間など、消費者ひとりひとりの製品認知・購買プロセスの段階に応じて広告配信を行うことで、顧客企業のマーケティング課題を解決します。

顧客企業へのサービス提供を行う際には、業界・業種毎のプロダクトとして、二つのプラットフォームを組み合わせた製品を多数展開しております。主要なプロダクトとして、BtoB業種に特化した「シラレル」、飲料・食品業界に特化した「Pantry」、医療・製薬業界に特化した「IASO」、自動車業界に特化した「IGNITION」、エンタメ業界に特化した「Circus」などがあります。UNIVERSEにおける、二つのプラットフォームと各プロダクトの構造を図示したものが下記になります。

■ データソリューションサービスにおける「UNIVERSE」の概要



2. 国内コンサルティングサービス

国内コンサルティングサービスは、メディア企業向けの広告収益最大化サービス「MicroAd COMPASS」と、企業の総合的なマーケティング課題の解決を行う「マーケティングコンサルティング」の二つのサービスがあります。

・「MicroAd COMPASS」

インターネット広告を掲載するメディア企業向けの広告収益最大化サービスとして、「MicroAd COMPASS」の提供を行っております。MicroAd COMPASSは2022年3月時点で2,100を超えるインターネットメディアに導入されており、RTBを通じて様々なDSP（注6）と接続しております。RTBによるオークションによってリアルタイムに最も収益が見込まれる広告を瞬時に選択することで、メディア企業の広告収益の拡大に貢献しております。MicroAd COMPASSでは、メディア企業へ支払われる広告収益の一部をプラットフォーム利用料として自社の収益としています。

・マーケティングコンサルティング

企業のデジタルマーケティングのコンサルティングサービスとして、株式会社マイクロアドと株式会社エンハンスがサービス提供を行っております。当社グループが提供する各種データソリューションを活用し、企業の課題解決に向けた総合的なデジタルマーケティングのコンサルティングを行うことで、企業の製品・サービスの売上拡大に貢献しております。株式会社マイクロアドでは、広告主企業に対するコンサルティングサービスを提供し、広告主企業から支払われる広告配信費の一部を販売代理手数料として収益を上げています。株式会社エンハンスでは、主にメディア企業の広告収益拡大に向けたコンサルティングサービスを提供し、コンサルティングフィーとして収益を上げています。

(2) 海外コンサルティングサービス

企業のデジタルマーケティングにおける総合的な課題解決を行うコンサルティングサービスとして、海外子会社各社(中国:MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.(注7)、台湾:台湾微告股份有限公司、ベトナム:MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY(注8))が現地企業及び進出済日系企業にサービス提供を行っております。具体的な内容としては、各企業に対する現地でのプロモーション施策の立案、広告枠の買付け及び運用、広告クリエイティブの制作などになります。

また、台湾においては、そのサービスの一環として、独自のネイティブ広告プラットフォーム「COMPASS-FIT」の提供、及び自社運営の訪日インバウンドWebメディア「Japaholic」でのタイアップ広告などマーケティングサービスの提供を行っております。

海外コンサルティングサービスでは顧客企業に対するメディア買付業務、メディア運用業務、クリエイティブ制作業務などの各対価を収益としております。台湾での自社独自サービスは、当社子会社同様にデジタルマーケティングサービスを提供する競合他社に対しての営業上の差別化要因となる点、FacebookやGoogle及び台湾現地企業が提供するサービスを販売した場合と比較して自社サービスを販売した方が粗利率が高く収益性に優れる点を理由に展開しており、今後も強化していく方針であります。

(3) デジタルサイネージサービス

屋外広告や、交通広告のデジタル化の促進と、インターネットを通じたネットワーク化による一元的な広告配信サービスとして、株式会社マイクロアドデジタルサイネージによる「MONOLITHS」の提供を行っております。「MONOLITHS」はデジタルサイネージ(注9)を設置しているロケーションオーナー(注10)向けのCMS(注11)で、ロケーションオーナーは「MONOLITHS」によりデジタルサイネージに掲出するコンテンツをリアルタイムで配信管理することができます。また、「MONOLITHS」の機能の一つとして広告配信機能があり、ロケーションオーナーは「MONOLITHS」の管理画面上より広告枠の設定が可能で、ロケーションオーナー独自でデジタルサイネージ広告事業を展開する際のアドサーバーとしての機能と、その広告枠をアドネットワーク(注12)の広告在庫として提供する機能を有しています。

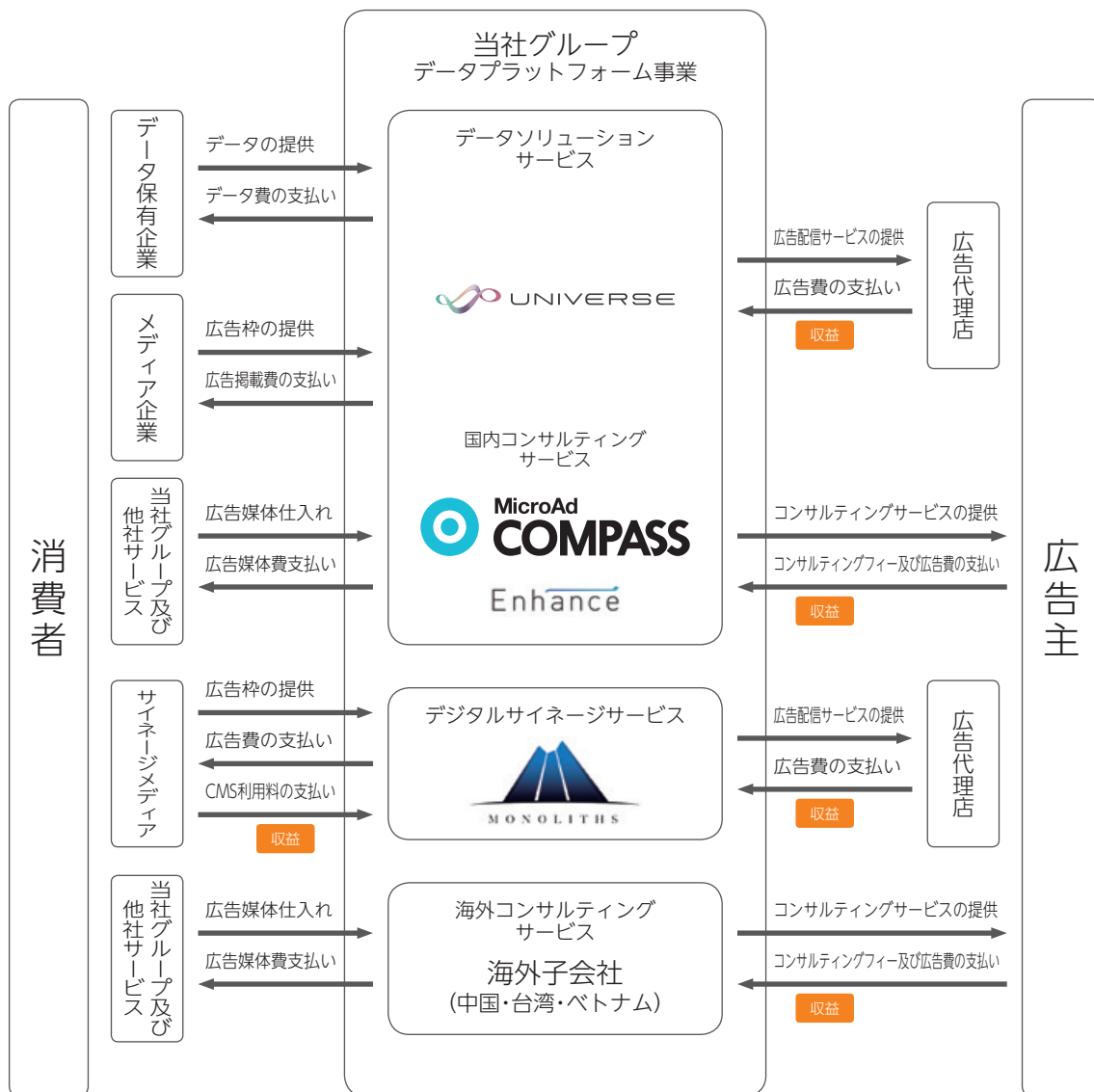
株式会社マイクロアドデジタルサイネージは「MONOLITHS」を通じた広告在庫をアドネットワーク化しており、これらの広告枠を広告主企業や広告代理店に販売しております。「MONOLITHS」アドネットワークは、天気、気温などの外部データとの連携が可能で、従来の屋外広告・交通広告では実現が難しかった天気、気温などの変化によってサイネージに掲出する広告内容をリアルタイムに変更させるなどの配信管理が可能です。また、広告業界の流れとしてPC、スマートフォンといったデバイスのみならずデジタルサイネージ広告枠への既存DSP経由での広告配信もスタートしており、その際には「MONOLITHS」はSSPとしての役割を果たします。

現在「MONOLITHS」は複数のDSPとの接続を果たしており、今後もその接続先を拡充していく計画です。

「MONOLITHS」を通じて広告配信可能なデジタルサイネージは、主要都市の大型屋外ビジョン、ドラッグストア、スーパー、美容サロン等の商業施設、バスやタクシーなどの交通広告と多様なロケーションで、2022年3月時点で13万面を超える規模に拡大しております。デジタルサイネージサービスにおいては、広告主及び広告代理店からロケーションオーナーへ支払われる広告収益の一部をプラットフォーム利用料とし、また、ロケーションオーナーからのCMS利用料を、自社の収益としています。

- (注) 1. スマートフォンのGPSによる位置情報計測や、スマートウォッチなどによるライフログの計測など、IoT (Internet of Things) と呼ばれるインターネットに接続された様々なデバイス及び、そのデバイスに内蔵される計測装置。
2. RTB: Real Time Biddingの略称。消費者がWEBサイト上の広告枠を閲覧するごとに、広告主からの入札によるオークションによって、リアルタイムに配信する広告を決定する仕組み。
3. SSP: Supply Side Platformの略称。RTBによる広告取引を行う際のメディア企業側のプラットフォーム。DSPからの入札のオークション機能と広告配信機能を備える。
4. クリエイティブ: 広告として制作されたコンテンツ。
5. ネイティブ広告: デザイン、内容、フォーマットが、媒体社が編集する記事・コンテンツの形式や提供するサービスの機能と同様でそれらと一体化しており、ユーザーの情報利用体験を妨げない広告。
6. DSP: Demand Side Platformの略称。RTBによる広告取引を行う際の広告主側のプラットフォーム。SSPによるオークションへの入札機能と広告配信機能を備える。
7. 当社が保有するMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.の株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と譲渡契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社株式の譲渡)」をご参照ください。
8. 当社が保有するMicroAd Vietnam Joint Stock Companyが運営する事業を譲渡することに関して、2022年2月10日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社事業の譲渡)」をご参照ください。
9. デジタルサイネージ: 屋外・店頭・交通機関などあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称
10. ロケーションオーナー: デジタルサイネージの設置場所を提供及びデジタルサイネージを管理運営する企業等
11. CMS: Contents Management Systemの略称。デジタルサイネージに配信するコンテンツや広告の放映管理をオンラインで提供するシステム。
12. アドネットワーク: 複数の企業の提供する広告枠をインターネットを通じてネットワーク化し、配信条件に合致した広告枠に対して一斉に広告配信を可能にするシステム

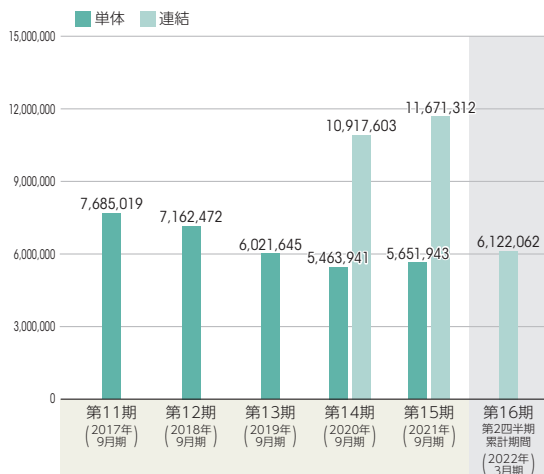
■ 事業系統図



業績等の推移

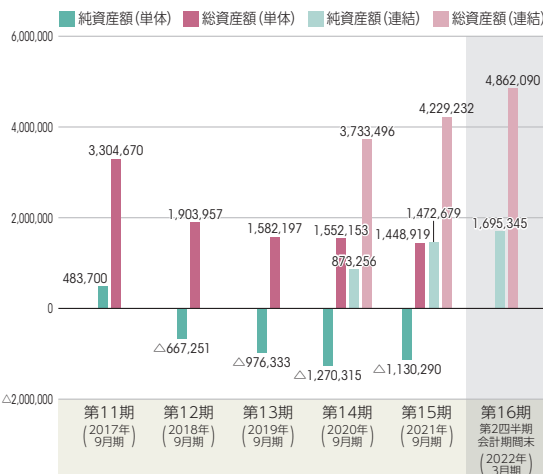
■売上高

(単位:千円)



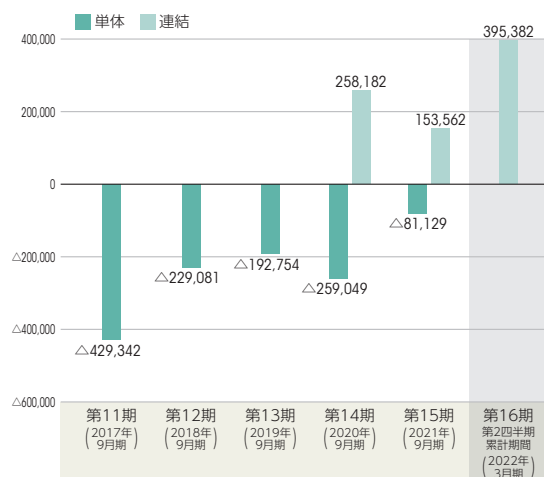
■純資産額／総資産額

(単位:千円)



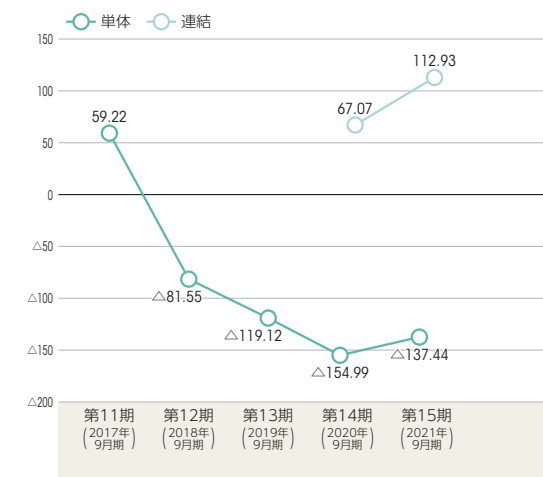
■経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



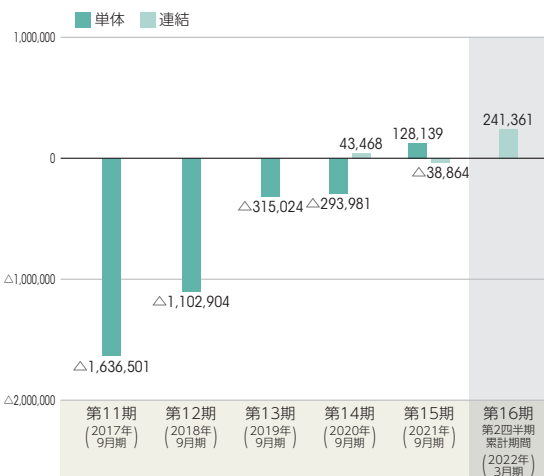
■1株当たり純資産額

(単位:円)



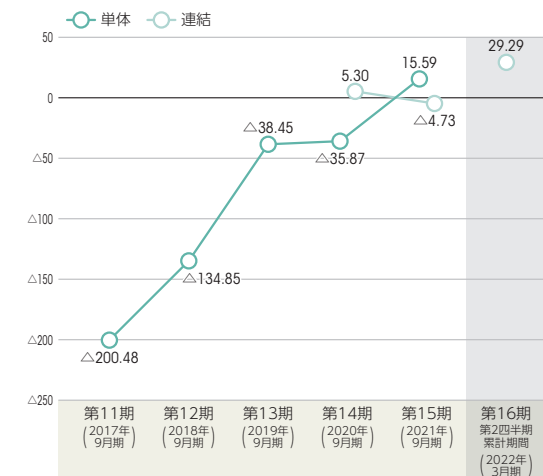
■親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)及び当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



■1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 1. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、上記1株当たり指標のグラフにつきましては、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期第1四半期会計期間の期首から適用しており、第16期第2四半期累計期間及び第16期第2四半期会計期間に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	18
3. 事業の内容	20
4. 関係会社の状況	27
5. 従業員の状況	28
第2 事業の状況	29
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	29
2. 事業等のリスク	35
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	40
4. 経営上の重要な契約等	46
5. 研究開発活動	46
第3 設備の状況	47
1. 設備投資等の概要	47
2. 主要な設備の状況	47
3. 設備の新設、除却等の計画	49
第4 提出会社の状況	50
1. 株式等の状況	50
2. 自己株式の取得等の状況	63
3. 配当政策	63
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	64

第5	経理の状況	77
1.	連結財務諸表等	78
(1)	連結財務諸表	78
(2)	その他	124
2.	財務諸表等	125
(1)	財務諸表	125
(2)	主な資産及び負債の内容	135
(3)	その他	135
第6	提出会社の株式事務の概要	136
第7	提出会社の参考情報	137
1.	提出会社の親会社等の情報	137
2.	その他の参考情報	137
第四部	株式公開情報	138
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	138
第2	第三者割当等の概況	139
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	139
2.	取得者の概況	140
3.	取得者の株式等の移動状況	144
第3	株主の状況	145
	[監査報告書]	147

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月26日
【会社名】	株式会社マイクロアド
【英訳名】	MicroAd, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	050-1753-0440
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理人事本部長 福田 裕也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	050-1753-0440
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理人事本部長 福田 裕也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 784,737,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,270,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 478,998,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。なお、引受人の買取引受による売出しには、日本国内において販売される株式と、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	669,000（注）2	完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2022年5月26日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2022年6月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2022年6月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年6月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	669,000	784,737,000	424,681,200
計（総発行株式）	669,000	784,737,000	424,681,200

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年5月26日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,380円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は923,220,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年6月21日(火) 至 2022年6月24日(金)	未定 (注) 4	2022年6月28日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2022年6月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年6月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年6月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年6月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年5月26日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年6月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年6月29日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年6月13日から2022年6月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	669,000	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年6月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	669,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2022年6月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年6月20日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
849,362,400	15,000,000	834,362,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,380円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループはデータプラットフォーム事業における主要なサービスとして、データソリューションサービス、海外コンサルティングサービス、デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。

また、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収獲増進型のビジネスモデルである「データプロダクト」の二つに分類することで、それぞれのビジネスモデルに応じた経営戦略の立案や収益性の分析を行っております。特に当社では「データプロダクト」のビジネスモデルに属する「UNIVERSE」へ注力しており、当該領域のプロダクト開発及び人材への投資を積極的に行うことで、データプラットフォーム事業の拡大を目指してまいります。データソリューションサービスにおける「UNIVERSE」は、多種多様なデータを収集・蓄積し、業界業種に特化した消費行動分析を行うことで、その分析結果に基づいた広告配信を行うサービスになります。

上記の手取概算額834,362千円については、①データソリューションサービスにおける人材の採用費、②システム開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

①データソリューションサービスにおける人材の採用費

データソリューションサービスにおける営業、データ分析、システム開発部門の増強を図るため、2023年9月期に28名、2024年9月期に34名の採用を計画しております。具体的には、採用に伴う人件費及び採用費として、294,362千円（2023年9月期に103,026千円、2024年9月期は前期の採用人材に係る人件費と合わせ191,336千円）を充当する予定です。

②システム開発資金

データソリューションサービスにおいて、2024年9月期中に予定されている3rd Party Cookieの利用廃止に伴い、データプラットフォームの刷新を計画しております。3rd Party Cookieとは、WEBブラウザに搭載された、ユーザーを識別するためのIDになります。当社では、この3rd Party Cookieを利用して消費者の行動データの授受を行っておりますが、Google社の提供するWEBブラウザである、Google Chromeにおいて、2023年末にこの機能が廃止される予定です。このシステム開発では、3rd Party Cookieを代替する独自ID体系の構築や、AIによる推測技術によって、消費者の識別を可能にする新たなシステム開発等を含んでおります。

これらを実現することで、データ提携社数の拡大やデータ分析力が向上し、これまで以上に様々な業種、業界に向けたサービスの提供を行うことが可能になり、売上拡大に寄与すると考えております。

また、刷新予定のプラットフォーム上において、Webブラウザに依存しないデータサービスの開発についても計画しており、分析サービスをオフラインの領域に拡充することにより新たな収益拡大を計画しております。

これらを目的としたソフトウェア製品の開発費として、540,000千円（2023年9月期に270,000千円、2024年9月期に270,000千円）を充当する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年6月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,645,000	2,270,100,000	東京都港区海岸一丁目7番1号 ソフトバンク株式会社 815,000株 東京都渋谷区宇田川町40番1号 株式会社サイバーエージェント 750,000株 東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階 株式会社SWAY 80,000株
計(総売出株式)	—	1,645,000	2,270,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しにかかる売出株式1,645,000株のうち一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。
上記売出数は、日本国内において販売（以下「国内販売」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案したうえで、売出価格決定日（2022年6月20日）に決定されます。引受人の買取引受による売出しにかかる売出株数については、今後変更される可能性があります。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 「第1 募集要項」における新株式発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,380円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限にかかるものであり、海外販売株数にかかるものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 6月21日(火) 至 2022年 6月24日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都港区東新橋一丁目9 番1号 アイザワ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町四丁目333番地13 むさし証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（2022年6月20日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	347,100	478,998,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 347,100株
計(総売出株式)	—	347,100	478,998,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,380円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 6月21日(火) 至 2022年 6月24日(金)	100	未定 (注) 1	株式会社SBI 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロースへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所グロースへの上場を予定しております。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案したうえで、売出価格決定日（2022年6月20日）に決定されます。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

なお、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しにかかる売出数を買取引受けしたうえで、引受人の買取引受による売出しにかかる売出数の一部を株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、海外販売いたします。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日
2022年6月29日（水）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社サイバーエージェント（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、347,100株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、2022年7月22日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2022年6月29日から2022年7月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人である株式会社SWAY、当社株主であるSCSK株式会社並びに当社株主かつ当社新株予約権者である田中宏幸、渡辺健太郎、穴原誠一郎及び榎原良樹は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年12月25日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む）の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるソフトバンク株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2022年9月26日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期
決算年月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	10,917,603	11,671,312
経常利益 (千円)	258,182	153,562
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	43,468	△38,864
包括利益 (千円)	74,956	116,315
純資産額 (千円)	873,256	1,472,679
総資産額 (千円)	3,733,496	4,229,232
1株当たり純資産額 (円)	67.07	112.93
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	5.30	△4.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	14.7	22.0
自己資本利益率 (%)	8.1	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	620,147	31,410
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,325	△185,561
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,455	300,544
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,932,263	2,161,152
従業員数 (人)	324	348
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(25)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないこと、及び当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第15期の親会社株主に帰属する当期純損失の発生要因は主にマイクロアド社におけるデータセンターの移行に伴う一時的な費用の発生により、当期純利益が非支配株主に帰属する当期純利益を下回ったことによるものとなっております。第16期以降、当該費用の発生予定は現時点ではありません。
4. 第15期の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 前連結会計年度(第14期)及び当連結会計年度(第15期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
7. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、契約社員、アルバイト、インターンを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首

に当該株式分割が行われたと仮定し、第14期及び第15期の1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	7,685,019	7,162,472	6,021,645	5,463,941	5,651,943
経常損失 (△) (千円)	△429,342	△229,081	△192,754	△259,049	△81,129
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,636,501	△1,102,904	△315,024	△293,981	128,139
資本金 (千円)	464,716	467,688	470,659	470,659	476,602
発行済株式総数 (株)	4,084,000	4,091,000	4,098,000	4,098,000	4,112,000
純資産額 (千円)	483,700	△667,251	△976,333	△1,270,315	△1,130,290
総資産額 (千円)	3,304,670	1,903,957	1,582,197	1,552,153	1,448,919
1株当たり純資産額 (円)	118.44	△163.10	△238.25	△154.99	△137.44
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△400.97	△269.70	△76.90	△35.87	15.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.6	△35.0	△61.7	△81.8	△78.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	140	141	148	155	167
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(13)	(10)	(12)	(10)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第11期、第12期の当期純損失の要因は主に減損損失を計上したことによるものです。第13期、第14期の当期純損失については当該減損損失の影響でソフトウェア開発等を即時費用計上したことにより原価率が高まったことが要因となります。
4. 債務超過については、第11期、第12期の減損損失の影響によるものとなります。今後の見通しについては(第2事業の状況 2. 事業等のリスク 10. 損失の継続計上について)をご参照下さい。
5. 第11期、第12期、第13期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、第15期については債務超過となっているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 主要な経営指標等の推移のうち、第11期から第13期について、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。
8. 前事業年度(第14期)及び当事業年度(第15期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
10. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第14期及び第15期の1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
11. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報

『報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
1株当たり純資産額 (円)	59.22	△81.55	△119.12	△154.99	△137.44
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△200.48	△134.85	△38.45	△35.87	15.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2007年7月	東京都渋谷区に資本金50百万円で株式会社マイクロアドを設立（当時は株式会社サイバーエージェント100%子会社）
2008年2月	東京本社を渋谷区道玄坂へ移転
2008年3月	西日本での事業拡大を目的として大阪支社を開設
2008年8月	研究開発拠点として京都研究開発所を開設
2008年8月	中華圏での事業拡大を目的として微告香港集团有限公司（MicroAd Hong Kong Holdings, Ltd.）を設立（現地法人を100%子会社化）
2009年1月	台湾での事業拡大を目的として台湾微告有限公司（MicroAdTaiwan, Ltd.）を設立
2009年2月	オフショア開発拠点として中国に微告科技（瀋陽）有限公司（MicroAdTechnologyDevelopment(Shenyang), Ltd.）を設立
2010年1月	東京本社を渋谷区円山町へ移転
2010年10月	SSP（注1）「MicroAdAdFunnel」の提供を開始
2011年1月	中国での事業拡大を目的として微告（上海）广告有限公司（MicroAdChina, Inc.）を設立
2011年4月	販売強化販路拡大を目的として株式会社マイクロアドプラスを設立 九州地域での事業拡大を目的として福岡営業所を開設
2011年6月	DSP（注2）「MicroAdBLADE」の提供を開始
2012年8月	アセアン地域での事業拡大を目的としてシンガポールにMicroAdSingaporePte.Ltd.を設立
2012年11月	ベトナムでの事業拡大を目的としてMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANYを設立
2013年8月	デジタルサイネージ関連事業の提供を目的として株式会社マイクロアドデジタルサイネージを設立
2013年10月	東海地域での事業拡大を目的として名古屋営業所を開設 インドネシアでの事業拡大を目的としてPT.MicroAdBLADEIndonesiaを設立（2022年9月期より非連結）
2013年11月	世界のテクノロジーベンチャー企業Top100『2013 RedHerringGlobalTop100』を受賞 『IAIR Awards for “Best Company for Innovation & Leadership”』を受賞
2014年4月	マイクロアドデジタルサイネージ、デジタルサイネージ向けアドネットワーク（注3）「MONOLITHS」の提供を開始
2014年9月	スマホメディアの収益向上機能を強化したSSP「MicroAdCOMPASS」の提供を開始
2014年12月	インターネットメディアの収益支援サービスの提供を目的として株式会社エンハンスを設立
2015年4月	マイクロアドプラスとCCCマーケティング、Tポイントデータを活用した広告配信サービスの戦略的拡大に向けた資本業務提携
2016年1月	ベトナムにアジア向け開発拠点としてMicroAdTechnologyDevelopmentCompanyLimitedを設立
2016年4月	ソフトバンク株式会社と、ソフトバンクが保有するデータを活用したスマートデバイス向け広告事業の共同開発に向けた資本業務提携
2016年12月	データを軸とした企業のマーケティング基盤構築サービス「UNIVERSE」の提供を開始 東京本社を渋谷区神泉町へ移転
2018年10月	業種特化型マーケティングデータプラットフォームの第1弾として、自動車業界向けに「IGNITION」の提供を開始
2018年11月	食品・飲料業界向けマーケティングプラットフォーム「Pantry」の提供を開始
2019年1月	ビッグデータ時代に対応した新広告プラットフォーム「UNIVERSEAds」の提供を開始
2019年7月	BtoB企業向けマーケティングデータプラットフォーム「シラレル」の提供を開始 製薬業界向けマーケティングデータプラットフォーム「IASO」の提供を開始
2019年10月	エンターテインメント業界向けマーケティングプラットフォーム「Circus」の提供を開始
2021年3月	SCSK株式会社と、双方が有するデータ分析のノウハウやリソースを活用したデジタルマーケティング、販促支援、DX支援などの様々な分野における競争力強化に向けた資本業務提携
2021年7月	東京本社を渋谷区桜丘町へ移転
2022年3月	アジアパシフィックでの海外コンサルティングサービスの推進を目的に、台湾微告有限公司（MicroAd Taiwan, Ltd.）の子会社として奇基數位股份有限公司（Tiki Digital, Ltd.）を設立

（注）1. SSP：Supply-Side Platformの略称。媒体側の広告枠販売や広告収益最大化等を支援するプラットフォーム。

2. DSP：Demand-Side Platformの略称。広告主側に対し、広告在庫の買付から配信、オーディエンスターゲティング等を一括して管理できるプラットフォーム。MicroAd BLADEについては2022年3月にサービスを終了

しております。

3. アドネットワーク：複数の広告媒体によって作られたネットワークを通じて広告を配信するシステム。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社、当社の子会社及び関連会社）は、当社、連結子会社11社（株式会社マイクロアドデジタルサイネージ、株式会社エンハンス、他9社）、非連結子会社2社及び関連会社1社で構成され、「Redesigning The Future Life」というビジョンのもと、データとテクノロジーの力によって、マーケティングを変革し、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることを目指して事業運営を行ってまいりました。

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントごとの記載はしておりません。セグメントを構成する主要なサービスとして、(1)データソリューションサービス、(2)海外コンサルティングサービス、(3)デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。

また、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収穫増型のビジネスモデルである「データプロダクト」の二つに分類することで、それぞれのビジネスモデルに応じた経営戦略の立案や収益性の分析を行っております。それぞれのビジネスモデルと、提供するサービスの関係は下図のとおりです。特に当社では収益性の高い「データプロダクト」のビジネスモデルに属する「UNIVERSE」へ注力しており、当該領域の製品開発への投資を積極的に行うことで、データプラットフォーム事業の拡大を目指してまいります。

■ マイクロアドのサービスとビジネスモデル



ビジネスモデル「データプロダクト」は、企業のマーケティング課題を解決するための、デジタル広告ソリューション群になります。外部から仕入れたデータを活用し、消費者の行動特性をとらえ、その行動データに基づいた広告配信を行うことで、企業の様々なマーケティング課題の解決を目指します。「データプロダクト」のビジネスモデルの構造は下図の通りです。

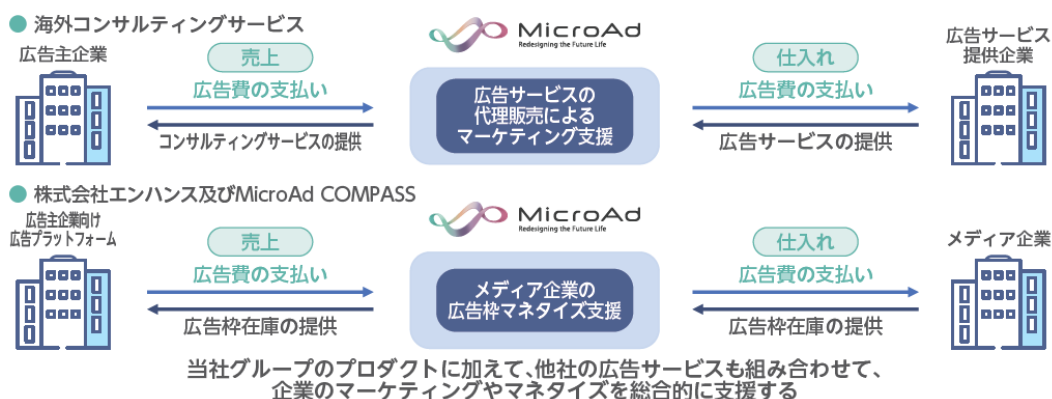
■ データプロダクトのビジネスモデル



ビジネスモデル「コンサルティング」は、企業のデジタルマーケティングにおける課題を解決する為に当社グループ

プの製品に加え、他社の製品を組み合わせることで、企業のマーケティング活動における、より広範なソリューションを提供しております。「コンサルティング」のビジネスモデルの構造は下図の通りです。

■ コンサルティングのビジネスモデル



当社のデータプラットフォーム事業を構成する、3つのサービスそれぞれの特徴は以下のとおりです。

(1) データソリューションサービス

データソリューションサービスは、1. UNIVERSE、2. 国内コンサルティングサービスの二つのサービスを総称したものを指します。

1. UNIVERSE

消費者の購買行動や消費行動のプロセスは、業界や業種によって多種多様であり、消費者は多様なプロセスを経て、企業の製品やサービスの認知・購買に至ります。UNIVERSEは、そのような多様な購買・消費行動を分析し、その分析データを活用して、顧客企業の様々なマーケティングの課題解決を行うサービスです。UNIVERSEでは、自社開発した二つのプラットフォームによって構成されております。

一つ目がデータプラットフォームである「UNIVERSE DATA PLATFORM」になります。「UNIVERSE DATA PLATFORM」では、消費者のライフスタイルの変化をとらえるデータや、消費者の性別・年齢等を推定したデモグラフィックデータなどの一般的なデータ群と、様々な購買・消費行動をとらえるための、業界・業種に特化したデータ群が蓄積されております。具体的なデータ例としては、自動車購買までの消費行動を分析する際に活用するデータとして、各種自動車関連のインターネットメディアの閲覧履歴等のデータや、飲料・食品業界の消費行動を分析する際に活用するデータとして、コンビニ、スーパーマーケット等の実店舗での決済データやポイント利用データ等になります。これらのデータは、2022年3月時点で211の外部データ保有企業・メディアからデータを収集・集約して構成されております。その大量のデータを組み合わせることで、消費者の様々な購買消費行動の分析を行います。

二つ目が広告プラットフォームである「UNIVERSE Ads」になります。顧客企業のマーケティング課題を解決する為に「UNIVERSE DATA PLATFORM」によって分析されたデータを活用し、UNIVERSE Adsを通して適切な消費者に広告配信を行います。UNIVERSE Adsは「RTB (Real Time Bidding)」(注1)という技術を用いて、消費者毎にリアルタイムに最適な広告を選択し、オークション形式で広告配信を行うプラットフォームです。UNIVERSE Adsでは社内外の様々なSSP(注2)と接続することで、多くの消費者へ広告配信を行うことが可能です。広告配信技術であるRTBでは、オークションによって広告配信金額が決定する為、顧客企業のマーケティングの費用対効果を最大化する為には、最適な消費者に、最適な金額でオークションへの入札を行う必要があります。そこで、UNIVERSE Adsでは、AIを活用した最適化アルゴリズムを導入しております。AIによる分析では、企業の製品・サービスのカテゴリ、掲載面の品質やコンテンツの内容、配信を行う時間、広告クリエイティブ(注3)の種類(静止画・動画・ネイティブ広告(注4)等)など、広告の費用対効果を決定づける数十の変数を解析し、最適なアルゴリズムのモデルを構築することで、リアルタイムに最適解を導き出し、広告配信(入札)を行っております。この独自のAIアルゴリズムは配信・入札アルゴリズムを改善するための専任のデータサイエンティストが、様々なモデルの比較検討を行いながら日々改良を重ねております。加えて、UNIVERSE DATA PLATFORMとのリアルタイムなデータ連携によって、特定の製品カテゴリの比較検討を開始した消費者や、最終的な購買検討段階に移行した消費者、特定商品の購買意欲が急激に高まった瞬間など、消費者ひとりひとりの製品認知・購買プロセスの段階に応じて広告配信を行うことで、顧

客企業のマーケティング課題を解決します。

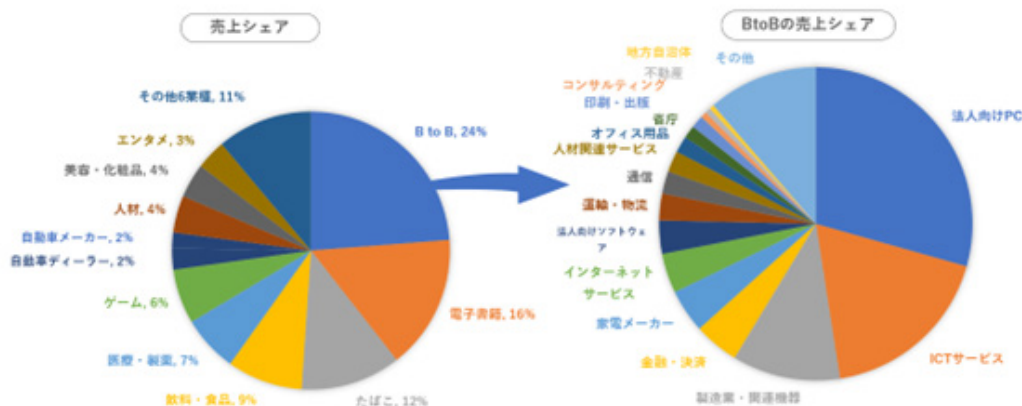
顧客企業へのサービス提供を行う際には、業界・業種毎のプロダクトとして、二つのプラットフォームを組み合わせた製品を多数展開しております。主要なプロダクトとして、BtoB業種に特化した「シラレル」、飲料・食品業界に特化した「Pantry」、医療・製薬業界に特化した「IASO」、自動車業界に特化した「IGNITION」、エンタメ業界に特化した「Circus」などがあります。これらのプロダクトを顧客企業が利用し、広告配信を行う上で、「UNIVERSE」のアカウントを発行いたします。なお、当社プロダクトを利用する企業は、その企業が提供する製品ブランドやサービス毎に広告宣伝費を設定しているケースが多いため、単一企業であっても製品ブランドやサービス毎に複数のアカウントを発行しております。

UNIVERSEにおける、二つのプラットフォームと各プロダクトの構造を図示したものが下記になります。



また、2022年3月時点で、これらの業界業種毎のプロダクトは17業種まで拡大しております。それぞれの業種毎の売上シェアと、最もシェアの大きい「BtoB」向けプロダクトの詳細な業種内訳は下図の通りとなっております。特定の企業や業種に大きく依存することなく、様々な企業に対して、当社製品を提供しております。

■業種毎の売上シェア



※売上シェアは2021年度9月期実績

広告代理店との取引においては2021年度9月期実績で389社の代理店と取引を行っております。また、これらの販売チャネルを通じて開設された「UNIVERSE」のアカウント数は2021年度9月期実績で、2,017アカウントとなっております。

2. 国内コンサルティングサービス

国内コンサルティングサービスは、メディア企業向けの広告収益最大化サービス「MicroAd COMPASS」と、企業の総合的なマーケティング課題の解決を行う「マーケティングコンサルティング」の二つのサービスがあります。

・「MicroAd COMPASS」

インターネット広告を掲載するメディア企業向けの広告収益最大化サービスとして、「MicroAd COMPASS」の提供を行っております。MicroAd COMPASSは2022年2月時点で2,100を超えるインターネットメディアに導入されており、RTBを通じて様々なDSP（注5）と接続しております。RTBによるオークションによってリアルタイムに最も収益が見込まれる広告を瞬時に選択することで、メディア企業の広告収益の拡大に貢献しております。MicroAd COMPASSでは、メディア企業へ支払われる広告収益の一部をプラットフォーム利用料として自社の収益としています。

・マーケティングコンサルティング

企業のデジタルマーケティングのコンサルティングサービスとして、株式会社マイクロアドと株式会社エンハンスがサービス提供を行っております。当社グループが提供する各種データソリューションを活用し、企業の課題解決に向けた総合的なデジタルマーケティングのコンサルティングを行うことで、企業の製品・サービスの売上拡大に貢献しております。株式会社マイクロアドでは、広告主企業に対するコンサルティングサービスを提供し、広告主企業から支払われる広告配信費の一部を販売代理手数料として収益を上げています。株式会社エンハンスでは、主にメディア企業の広告収益拡大に向けたコンサルティングサービスを提供し、コンサルティングフィーとして収益を上げています。

(2) 海外コンサルティングサービス

企業のデジタルマーケティングにおける総合的な課題解決を行うコンサルティングサービスとして、海外子会社各社（中国：MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd. (注6)、台湾：台湾微告股份有限公司、ベトナム：MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY (注7)) が現地企業及び進出済日系企業にサービス提供を行っております。具体的な内容としては、各企業に対する現地でのプロモーション施策の立案、広告枠の買付け及び運用、広告クリエイティブの制作などになります。

また、台湾においては、そのサービスの一環として、独自のネイティブ広告プラットフォーム「COMPASS-FIT」の提供、及び自社運営の訪日インバウンドWebメディア「Japaholic」でのタイアップ広告などマーケティングサービスの提供を行っております。

海外コンサルティングサービスでは顧客企業に対するメディア買付業務、メディア運用業務、クリエイティブ制作業務などの各対価を収益としております。台湾での自社独自サービスは、当社子会社同様にデジタルマーケティングサービスを提供する競合他社に対しての営業上の差別化要因となる点、FacebookやGoogle及び台湾現地企業が提供するサービスを販売した場合と比較して自社サービスを販売した方が粗利率が高く収益性に優れる点を理由に展開しており、今後も強化していく方針であります。

(3) デジタルサイネージサービス

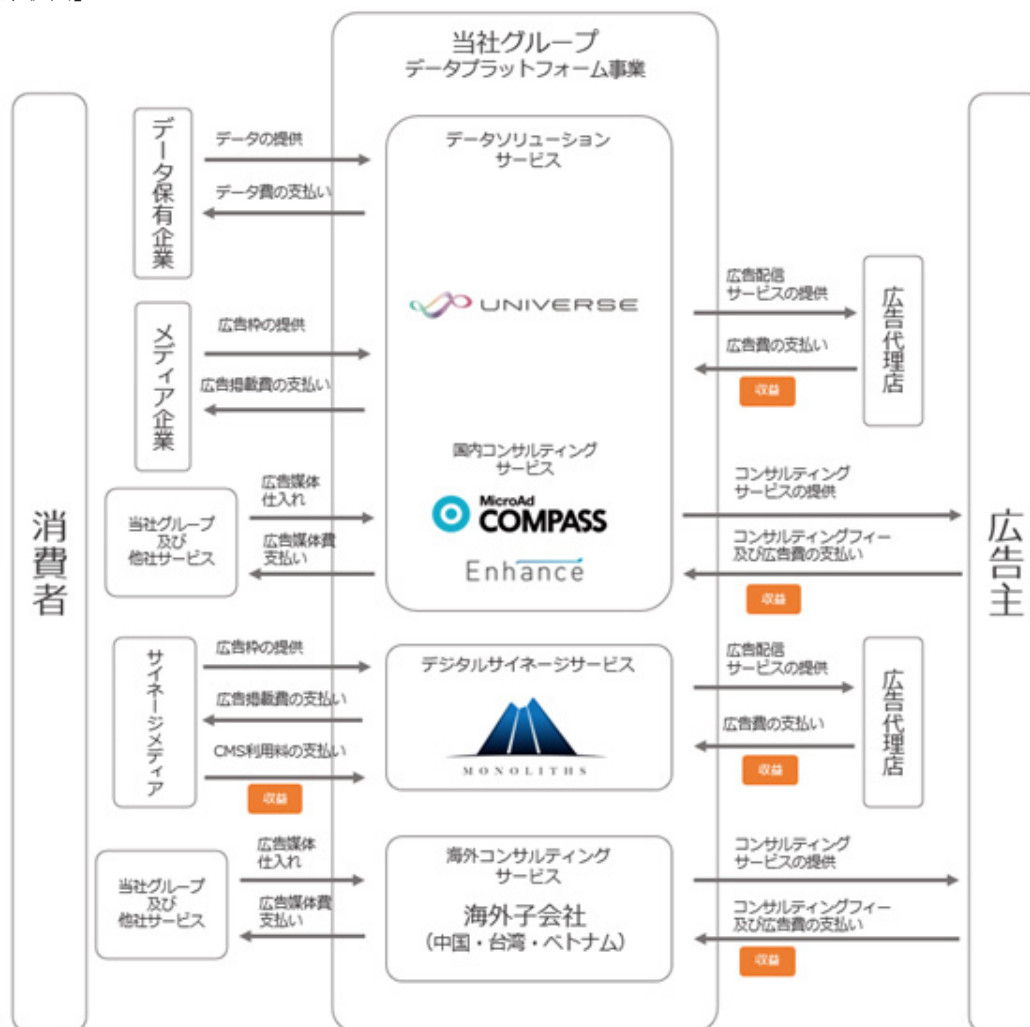
屋外広告や、交通広告のデジタル化の促進と、インターネットを通じたネットワーク化による一元的な広告配信サービスとして、株式会社マイクロアドデジタルサイネージによる「MONOLITHS」の提供を行っております。

「MONOLITHS」はデジタルサイネージ（注8）を設置しているロケーションオーナー（注9）向けのCMS（注10）で、ロケーションオーナーは「MONOLITHS」によりデジタルサイネージに掲出するコンテンツをWebブラウザよりリアルタイムで配信管理することができます。「MONOLITHS」の機能の一つとして広告配信機能があり、ロケーションオーナーは「MONOLITHS」の管理画面上より広告枠の設定が可能で、ロケーションオーナー独自でデジタルサイネージ広告事業を展開する際のアドサーバーとしての機能と、その広告枠をアドネットワーク（注11）の広告在庫として提供する機能を有しています。

株式会社マイクロアドデジタルサイネージは「MONOLITHS」を通じた広告在庫をアドネットワーク化しており、これらの広告枠を広告主企業や広告代理店に販売しております。「MONOLITHS」アドネットワークは、天気、気温などの外部データとの連携が可能で、従来の屋外広告・交通広告では実現が難しかった天気、気温などの変化によってサイネージに掲出する広告内容をリアルタイムに変更させるなどの配信管理が可能です。

また、広告業界の流れとしてPC、スマートフォンといったデバイスのみならずデジタルサイネージ広告枠への既存DSP経由での広告配信もスタートしており、その際には「MONOLITHS」はSSPとしての役割を果たします。現在「MONOLITHS」は複数のDSPとの接続を果たしており、今後もその接続先を拡充していく計画です。

「MONOLITHS」を通じて広告配信可能なデジタルサイネージは、主要都市の大型屋外ビジョン、ドラッグストア、スーパー、美容サロン等の商業施設、バスやタクシーなどの交通広告と多様なロケーションで、2022年3月時点で13万面を超える規模に拡大しております。デジタルサイネージサービスにおいては、広告主及び広告代理店からロケーションオーナーへ支払われる広告収益の一部をプラットフォーム利用料とし、また、ロケーションオーナーからのCMS利用料を、自社の収益としています。



- (注) 1. RTB: Real Time Biddingの略称。広告主側でオーディエンスごとにリアルタイムに広告枠の入札を行うことが可能な仕組み。補足説明を参照。
2. SSP: Supply Side Platformの略称。RTBによる広告取引を行う際のメディア企業側のプラットフォーム。DSPからの入札のオークション機能と広告配信機能を備える。RTBの補足説明を参照。
3. クリエイティブ: 広告として制作されたコンテンツ。
4. ネイティブ広告: デザイン、内容、フォーマットが、媒体社が編集する記事・コンテンツの形式や提供するサービスの機能と同様でそれらと一体化しており、ユーザーの情報利用体験を妨げない広告。
5. DSP: Demand Side Platformの略称。RTBによる広告取引を行う際の広告主側のプラットフォーム。SSPによるオークションへの入札機能と広告配信機能を備える。RTBの補足説明を参照。
6. 当社が保有するMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.の株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と譲渡契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社株式の譲渡)」をご参照ください。
7. 当社が保有するMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANYが運営する事業を譲渡することに関して、2022年2月10日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社事業の譲渡)」をご参照ください。
8. デジタルサイネージ: 屋外・店頭・交通機関などあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称
9. ロケーションオーナー: デジタルサイネージの設置場所を提供及びデジタルサイネージを管理運営する企業等
10. CMS: Contents Management Systemの略称。デジタルサイネージに配信するコンテンツや広告の放映管理をオンラインで提供するシステム
11. アドネットワーク: 複数の企業の提供する広告枠をインターネットを通じてネットワーク化し、配信条件に合致した広告枠に対して一斉に広告配信を可能にするシステム

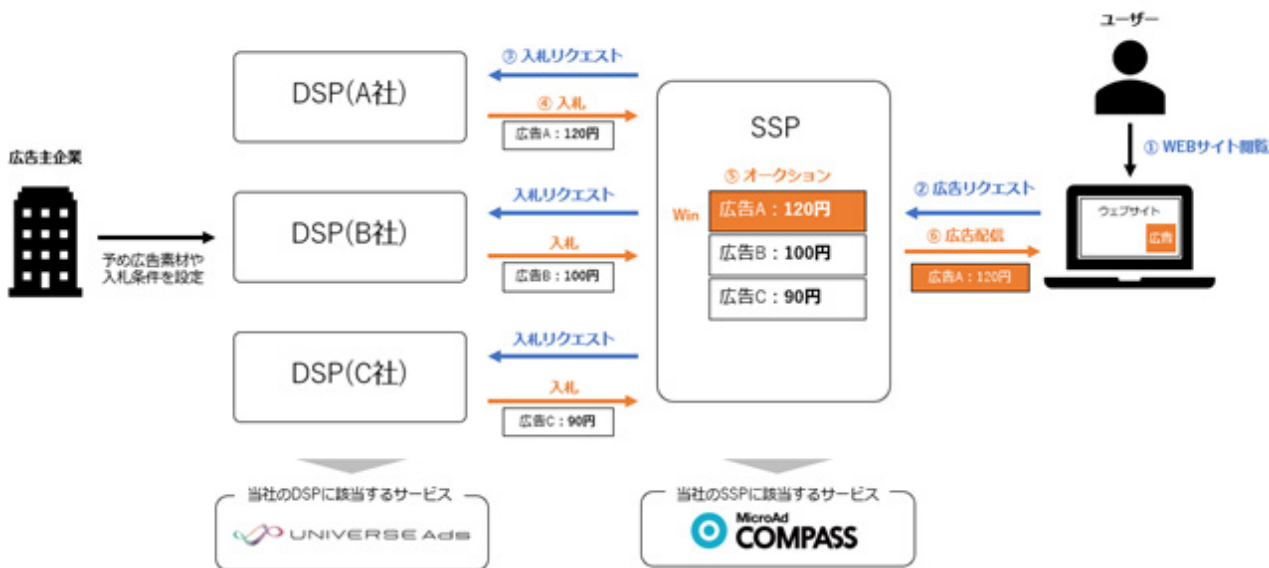
<補足説明：RTBによるインターネット広告の配信の仕組み>

RTBによる広告配信は、広告枠が設置されたWEBサイトにユーザーがアクセスすると、その広告枠の1回表示毎にユーザーの興味関心に適した、広告掲載メディアにとって最も高単価な広告をオークション方式で選択し配信する仕組みです。

広告主企業はDSP (Demand Side Platform) と呼ばれるサービスに、オークションへの入札条件や、広告素材の入稿、どのようなユーザーに広告を配信すべきかといった条件を予め設定します。ユーザーが広告枠の設置されたWEBサイトを閲覧すると、SSP (Supply Side Platform) と呼ばれるサービスに広告リクエストが送信されます。SSPは広告リクエストを受け取ると、接続された複数のDSPへ入札リクエストを送信します。DSPはSSPから受け取った入札リクエストを基に、そのユーザーに最も適した広告を選択しSSPへ入札します。SSPは複数のDSPから入札された広告でオークションを行い、最も高い価格の広告をその広告枠とユーザーへ配信します。この一連の処理をおよそ0.1秒で実行します。

RTBによって、広告主は1回の広告配信毎に、最も適したユーザーへ広告配信が可能になり、広告効果の最大化が期待できます。メディア企業は、1回の広告表示毎に最も高単価な広告を配信することが可能になり、広告収益の最大化が期待できます。

RTB (Real Time Bidding)による広告配信の仕組み



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%) (注) 1	関係内容
(親会社) 株式会社サイバーエージェント (注) 2	東京都渋谷区	7,203,328	メディア事業 インターネット 広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	被所有 63.0	営業取引 役員1名兼任 (注) 3
(連結子会社) 株式会社マイクロアドプラス (注) 4. 5	東京都渋谷区	134,500	インターネット 広告事業	85.0	営業取引 事務所の賃貸借 役員2名兼任
株式会社マイクロアドデジタルサイネージ (注) 5	東京都渋谷区	296,789	デジタルサイネージソリューション 事業	66.6	営業取引 事務所の賃貸借 役員1名兼任
株式会社エンハンス	東京都渋谷区	10,000	メディア収益化支援 事業	100.0	営業取引 役員1名兼任
MICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITED (注) 5	中華人民共和国 香港特別行政区	HKD 14,300,000	インターネット 広告事業	100.0	営業取引 役員2名兼任
MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY (注) 6	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	VND 7,816,500,000	アドプラットフォーム 事業	94.0	営業取引 役員1名兼任
MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd. (注) 5. 7	中華人民共和国 上海市	RMB 5,000,000	アドプラットフォーム 事業	100.0	営業取引 役員3名兼任
MicroAd Taiwan, Ltd. (注) 8	中華民国 台北市	NTD 6,000,000	アドプラットフォーム 事業	70.0 (70.0)	営業取引 役員1名兼任
MicroAd Technology Development (Shenyang), Ltd.	中華人民共和国 瀋陽市	HKD 1,000,000	システム開発事業	100.0 (100.0)	システム開発の委託 役員2名兼任
MICROAD SINGAPORE PTE. LTD. (注) 5	シンガポール共和国	SGD 4,750,000	インターネット 広告事業	100.0	営業取引 役員2名兼任
MicroAd Technology Development Company Limited	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	VND 1,100,000,000	システム開発事業	100.0 (100.0)	システム開発の委託
MicroAd India Private Limited (注) 5. 9	インド共和国 デリー市	IDR 47,000,000	インターネット 広告事業	100.0 (99.0)	営業取引 役員1名兼任
(持分法適用関連会社) Croco Advertising Co., Ltd.	中華人民共和国 上海市	30,000	インターネット 広告事業	49.0 (49.0)	営業取引
(その他の関係会社) ソフトバンク株式会社 (注) 2	東京都港区	204,309,000	コンシューマ事業 法人事業 流通事業 ヤフー事業	被所有 19.7	営業取引 役員1名兼任 (注) 10

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書の提出会社であります。

3. 2021年12月9日付で兼任は解消しております。

4. 株式会社マイクロアドプラスは、2022年2月1日付で株式会社マイクロアドを存続会社として吸収合併しております。
5. 特定子会社であります。
6. 当社が保有するMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANYが運営する事業を譲渡することに関して、2022年2月10日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」の「（子会社事業の譲渡）」をご参照ください。
7. 当社が保有するMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd. の株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と譲渡契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」の「（子会社株式の譲渡）」をご参照ください。
8. MicroAd Taiwan, Ltd. については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
 主な損益情報等

（1）売上高	2,760,382千円
（2）経常利益	122,731千円
（3）当期純利益	87,754千円
（4）純資産額	595,972千円
（5）総資産額	1,057,290千円
9. MicroAd India Private Limitedは、清算中の連結子会社となります。
10. 2022年4月28日付で兼任は解消しております。
11. 2022年3月17日、当社子会社であるMicroAd Taiwan, Ltd. の子会社として、Tiki Digital, Ltdを設立し、連結の範囲に含めております。この結果、2022年3月31日現在、当社グループは当社、連結子会社11社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社により構成されております。

5 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2022年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
データプラットフォーム事業	362 (21)

- （注）1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、契約社員、アルバイト、インターンを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）提出会社の状況

2022年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
195 (8)	30.7	4.7	6,481

- （注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「Redesigning The Future Life」というビジョンのもと、データとテクノロジーの力によって、マーケティングを変革し、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることを目指して事業を展開しております。スマートフォン等の個人携帯デバイスの進化や、I o T (Internet of Things) などによるセンシングデバイス（注1）の日常生活への浸透、5Gを始めとした通信インフラの劇的な能力の向上によって、人々の生活のデジタル化は急速に進んでおります。そのようなデジタル社会の到来によって、消費者の消費購買行動は常に変化・多様化しており、マーケティング施策においてもその変化に対応する様々なソリューションが日々新しく生み出され、急速に発展し続けております。これら多様化し分断されている各種マーケティング施策を、様々なデータとAIによる独自の分析基盤によって集約・統合することで、多様な消費行動やその変化を常に把握し、的確に企業の製品・サービスの情報を消費者に届け、人々の生活をより良いものに、より充実したものにすることが当社グループの使命であると考えております。

また、デジタルマーケティングの世界は、インターネットの誕生をきっかけに、様々な環境変化を経て進化してまいりました。特にその進化の過程において消費者の行動データをマーケティングに活用する動きが活発化しております。一方で、昨今、それらのデータ活用における消費者のプライバシー保護が社会問題化しております。当社グループでは創業来、独自に開発したテクノロジーによって、さまざまなデジタルマーケティングの環境変化に対応してまいりました。健全なデータ活用によるプライバシーの保護という社会問題に対しても、当社の積み上げたテクノロジーアセットを活用することで適切に対応し、様々な産業にデータドリブンなソリューションを提供したいと考えております。

(注) 1. センシングデバイス：スマートフォンのGPSによる位置情報計測や、スマートウォッチなどによるライフログの計測など、I o T (Internet of Things) と呼ばれるインターネットに接続された様々なデバイス及び、そのデバイスに内蔵される計測装置。

(2) 経営戦略

当社グループは、データプラットフォーム事業として、(1)データソリューションサービス、(2)海外コンサルティングサービス、(3)デジタルサイネージサービスの3つのサービスによって事業展開しております。経営戦略の策定においては、3つのサービスに対して、労働集約的なビジネスモデルである「コンサルティング」と、プロダクト販売による収穫逓増型のビジネスモデルある「データプロダクト」の二つに分類し、収益性の分析を行うことで、経営戦略上注力すべきサービスを定めております。

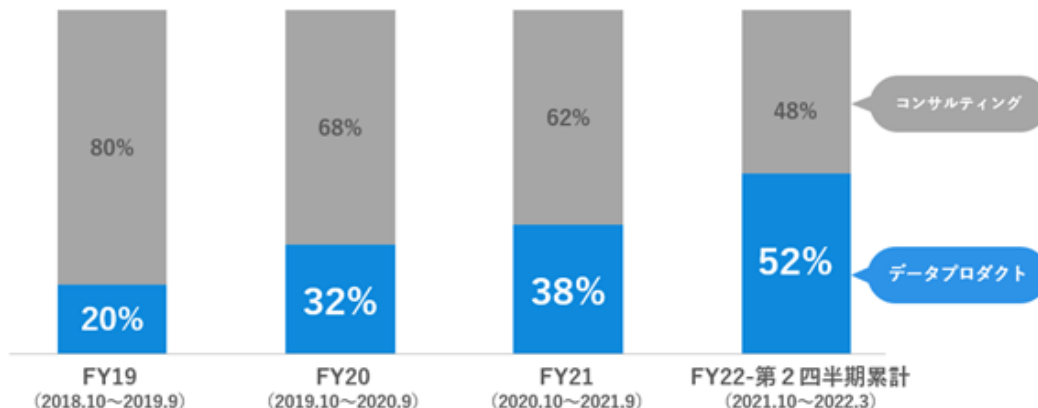
■ マイクロアドのサービスとビジネスモデル



これらビジネスモデル毎の売上総利益率は「コンサルティング」が約20%程度なのに対して、「データプロダクト」は約40%の高い水準を維持しております。(2021年10月～2022年3月の平均実績)。「コンサルティング」は、労働集約型の広告代理店型ビジネスモデルであるため、人的リソースが豊富な競合他社の大手広告代理店との競争環境の中では、売上高の拡大や収益性の向上が相対的に困難であるのに対し、「データプロダクト」は当社の強みであるデータと分析力を生かし、業界業種に特化した多種多様なプロダクト展開によって、収穫逓増型の高い収益性のビジネスモデルを構築しております。このような収益性の違いから、当社は「データプロダクト」に属するサ

ービスの拡大に注力しております。「データプロダクト」の2021年9月期における、グループ連結売上高に占める割合は31%（36.7億円:前年比18%増）となっており、2022年9月期 第2四半期累計期間における、グループ連結売上総利益に占める「データプロダクト」の割合は52%まで拡大しております。

■データプロダクトの連結売上総利益シェア



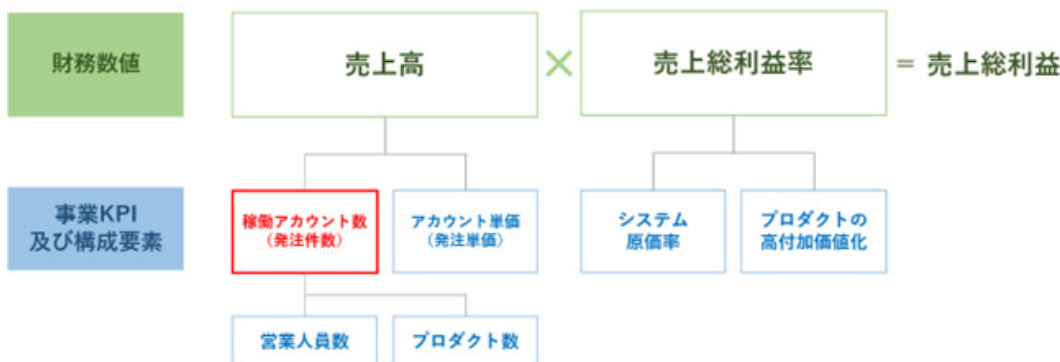
以上から、当社グループでは、特に「データプロダクト」のビジネスモデルに属するデータソリューションサービスの「UNIVERSE」へ注力しており、当該領域の製品開発や人的リソースへの投資を積極的に行うことで、データプラットフォーム事業全体の拡大を目指してまいります。

(3) 経営上目標とする客観的な指標

当社グループの継続的な企業価値向上を達成するために、経営指標としては売上高、営業利益の成長を重視しております。データプラットフォーム事業の普及・拡大による売上高の拡大と、データとAI技術を活用したサービス性能や効率性の向上によって、高収益な事業を展開していく方針です。

経営指標を達成する為に「(2)経営戦略」に記載の二つのビジネスモデルにおける、データプロダクトの「UNIVERSE」の売上高拡大に注力しており、特にその売上高を構成する要素として、UNIVERSEの「稼働アカウント数（発注件数）」を重視しております。「UNIVERSE」を利用する企業は、一般的に当該企業が提供する製品ブランドやサービス毎に広告宣伝費を設定しているケースが多いため、単一企業であっても製品ブランドやサービス毎に複数のアカウントを開設・利用いたします。アカウント開設後、実際に製品のマーケティングを行う月ごとに発注申し込みを行うことで、当該アカウントによる広告配信が可能になります。この際の月ごとの発注～利用の件数を「稼働アカウント数（発注件数）」として経営指標を達成する為に重視する指標としております。

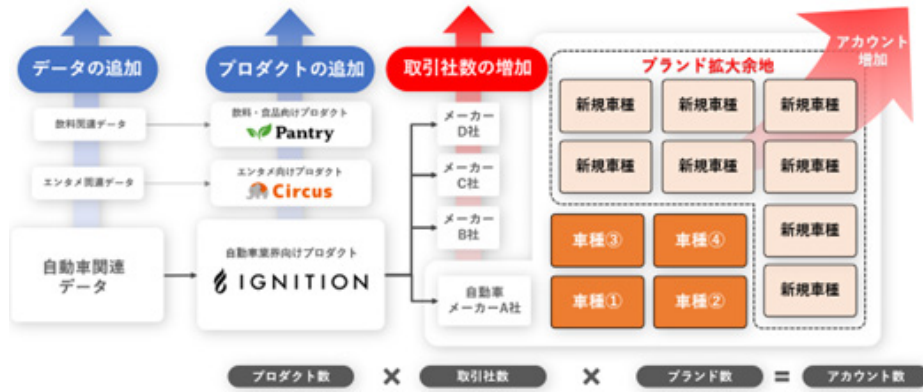
■経営上の目標とするKPI



また、当社サービスの「UNIVERSE」は、消費行動データを蓄積・分析することで、様々な業界業種に特化したマーケティングプロダクトを提供しております。外部企業から提供される消費行動データの拡大によって、新たな業界業種へ向けたプロダクトを開発することで、取引企業数の拡大を実現してまいりました。

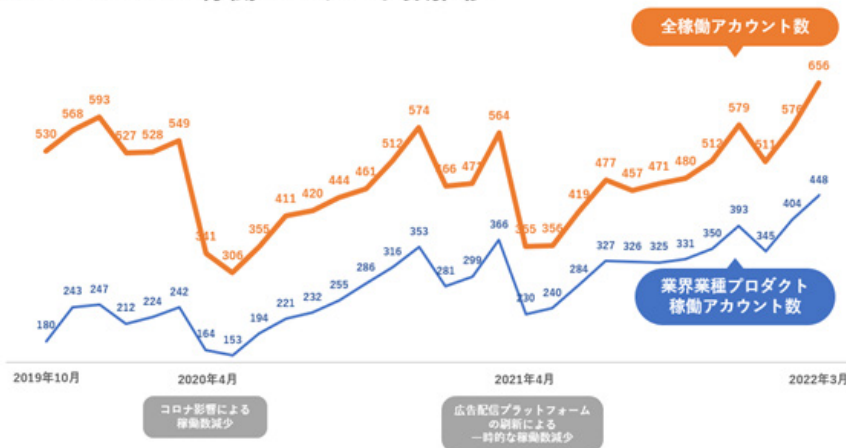
そのような背景から、データ契約数の拡大により新たな業界業種に特化したプロダクト開発を推進することで、取引企業数の拡大を行いながら、同時にその企業内の取引ブランド数の横展開を戦略的に実現していくことで、アカウント数の拡大を図ってまいります。

■アカウント数の拡大戦略



また、UNIVERSEにおいて業界業種に特化したプロダクト以外にも、従来型の広告プロダクトとして、行動ターゲティングと呼ばれる、予め用意されたユーザー毎の趣味嗜好のカテゴリを選択し、広告配信を行うプロダクトや、リターゲティングと呼ばれる、広告主サイトへの再来訪を促す広告配信手法を用いたプロダクトも提供しております。これらの従来型広告プロダクトを含めた、UNIVERSE全体の稼働アカウント数（下図：全稼働アカウント数）と、そのうち「Pantry」、「Circus」、「IGNITION」等の業界業種に特化したプロダクトにおける稼働アカウント数（下図：業界業種プロダクト稼働アカウント数）の推移は、以下の通りです。

■UNIVERSEの稼働アカウント数推移



(4) 経営環境

・当社グループのターゲットとする市場

当社グループが対象とする主要なマーケットとしては、インターネット広告市場になります。インターネット広告の市場規模は、2021年が2兆7,052億円となり、前年比121.4%の成長となっております。また、インターネット広告市場の推計が開始された1996年以来、初めてマスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ広告費）の2兆4,538億円を上回り、継続的に高い成長をしております。（出典：株式会社電通「2021年日本の広告費」）

当社グループにおいては、インターネット広告市場の中でも、特に「運用型ディスプレイ広告市場（注1）」が中期的なターゲット市場と判断しております。運用型ディスプレイ広告の市場規模は2021年に6,059億円となり、前年比134.1%の成長となっております。（出典：株式会社電通「2021年日本の広告費」）加えて、マスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ広告費）においてもデジタルマーケティングへのシフトが進んでおり、当社では、今後5年で2,640億円程度の規模になると予測しております。（注2）

また、屋外広告、交通広告、POP広告（注3）、折り込みチラシ、ダイレクトメールなどの、プロモーションメディアと呼ばれる広告市場は、2021年で1兆6,408億円の規模（出典：株式会社電通「2021年日本の広告費」）となっておりますが、この領域も今後デジタル化が進行していくと判断しております。その中でも特に、屋外広告、交通広告、POP広告などが当社のデジタルサイネージサービスにおけるターゲット市場と考えておりその規模は、2021年で5,659億円となっております。

以上を総計し、1兆4,358億円が当社グループのターゲット市場であると考えております。

■当社グループのターゲット市場



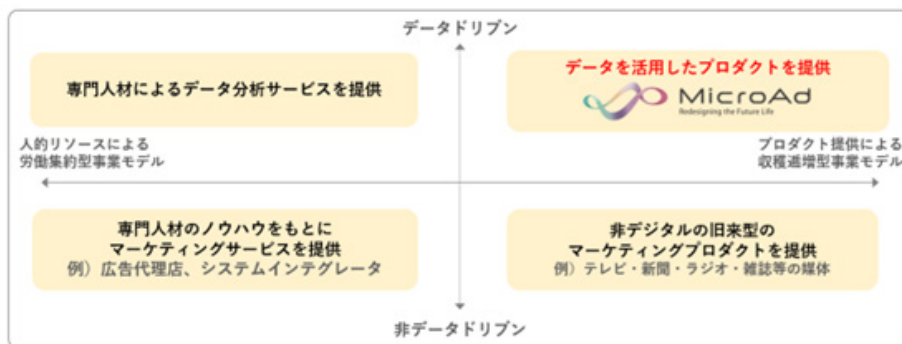
・当社のポジショニング

当社グループは、広告・マーケティング市場における様々な事業を展開しておりますが、当社はその市場における企業の中でも、様々な消費購買データを活用した、プロダクト化による事業展開に特徴があると考えております。

専門人材の人的リソースによって、個々の企業の課題を解決する労働集約型の事業モデルに対して、当社は、それらの課題解決に向けたソリューションを自社のシステム開発によってプロダクト化することで、収穫通増型のビジネスモデルを実現しております。

また、消費者の生活のデジタル化に伴って、広告・マーケティング領域においても、マスコミ四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ広告）などをはじめとする、旧来型の広告モデルのデジタル化が進んでおります。特にデータを活用した、データドリブンなソリューションを開発することで、旧来型のマーケティングプロダクトでは実現が難しかった、消費者一人一人に適したマーケティング製品の提供を実現しております。

■マーケティング領域における当社グループのポジション



・新型コロナウイルス感染症の影響に関して

当社グループが事業を展開する広告市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経済活動の停滞から、企業の広告出稿の出し控えの影響によって、提供するサービス毎に、一定の影響を及ぼす可能性があります。

データソリューションサービスにおいては、2020年4月に発令された初めての緊急事態宣言直後は、広告出稿の出し控えによって業績への影響が発生いたしました。2021年下半期にかけて新型コロナウイルス感染症の影響は緩和されつつあり、業績影響は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症による広告出稿の出し控えの影響は、物理的移動を伴う、旅行業やイベント関連の広告などが直接的に影響を受ける一方で、各種インターネットサービスや、ゲーム関連などの広告出稿は増加する傾向にあり、様々な業界業種へのサービス提供を継続することで、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

デジタルサイネージサービスにおいては、特にタクシー内に設置したデジタルサイネージの広告需要が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、業績への影響が発生しておりました。2021年後半にかけて、新型コロナウイルス感染症下の生活様式が確立されてきており、事業に及ぼす影響は減少傾向にあります。また、ドラッグストアやスーパーマーケット等はコロナ禍においても人流減少が比較的少ないため、このような場所でのサイネージ広

告の展開を加速することで、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

海外コンサルティングサービスにおいては、売上の多くを占める台湾事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、コロナ禍でも影響を受けにくい業種の取引社数の増加や、取引単価の向上によって、前年度比で業績が大きく改善しております。一方で、中国、ベトナムでの事業が、新型コロナウイルスの影響を受け業績が低迷しております。これら、新型コロナウイルス感染症によって業績影響を受けやすい収益基盤の脆弱な海外拠点に関しては、売却による撤退を検討しております。

- (注) 1. 運用型ディスプレイ広告：インターネット広告の中でも、パナー（画像）型の広告で、広告を配信しながら広告効果に応じて配信設定や条件などを変更することで、広告効果を最大化させる運用が可能な広告手法
2. 電通発表の『日本の広告費』におけるマスコミ四媒体の新型コロナウイルスの影響を受けていない2017年～2019年の平均成長率をもとに、向こう5年間でデジタル化される市場規模を独自に算定
3. POP広告：小売店舗の店頭や商品棚などに設置された製品広告

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 自社サービスの継続的な強化

当社グループのデータプラットフォーム事業における各種サービスは、自社開発による当社グループでしか提供できない独自の価値創造に注力してまいりました。特に顧客企業の業界業種に特化したサービス展開を重視しており、業界・業種ごとに最適な消費行動データの拡充、特化したAIによるデータ分析モデルの構築、様々なデータ活用手段の開発など、顧客企業の業界・業種毎に最適なサービスを提供できるよう努めております。今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、消費行動に対する深い洞察と仮説設計を行い、AIによる特化した分析モデルの構築につなげ、最適なマーケティングソリューションを開発し続けることで、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

② 新サービス等の継続的な事業創出

当社グループのデータプラットフォーム事業においては、業界・業種に特化したサービス開発を推進していくことを事業戦略の中心に据えておりますが、より多くの顧客企業のマーケティングニーズに応え、事業を拡大していく上では、常に新しい業界・業種のサービス開発を行っていく必要があると考えております。また、人々の生活のデジタル化が促進し、インターネットがより身近になっていく環境において、時代に即した新しいデータの獲得手法の開発と、スマートフォンやPCに限らず、新しいデバイスを活用した情報伝達手法の開発も重要であると考えております。絶えず消費者の生活の変化、行動の変化を捉え、新しい事業・サービスの創出に努めてまいります。

③ プライバシー保護に配慮したデータの利活用

当社グループでは、データソリューションサービスを中心に、外部の提携企業から消費者の行動データの提供をうけ、独自の分析を行うことで様々なサービス提供を行っております。データの受領や利活用にあたっては、プライバシーに配慮した細心の注意を払って取り組む必要があると考えております。インターネット上のプライバシー保護にあたっては、継続的に様々な議論が行われており、その動向は将来に渡って変化していく状態にあります。当社グループとしては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく規制を初めとして、諸外国の関連法制の動向把握を積極的に行っていくことで、その変化に迅速に対応してまいります。また、そのような規制に基づいた、社内のデータ利活用における規律の強化、社員教育の徹底、プライバシー・バイ・デザインによるシステム設計を推進することで、プライバシー保護を前提としたサービス開発を推進してまいります。

④ 3rdPartyCookieの規制に向けた対応

当社グループでは、データソリューションサービスにおいて、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受ける際に、WEBブラウザの3rdPartyCookieという技術を活用しております。現在、各WEBブラウザ提供企業において、プライバシー保護の目的の元、この3rdPartyCookieの利用を規制する動きがあります。具体的には、Google社が提供するChromeブラウザにおいて、2023年末に利用を停止する旨が公表されています。一方で、Google社からは、当社のような広告事業を行っている企業向けに、従来のビジネスモデルを継続する為の、代替技術が提供される予定です。すでに代替技術の技術仕様は公開されており、当社としては、その代替技術への対応を現在進めております。また、3rdPartyCookieに依存しない、新しいデータ活用技術や、広告配信技術の開発や提供も開始しております。当社のようなインターネット広告に

関連する事業を行っている企業は、全世界で等しく同様の影響を受けるため、いち早く対応することで市場における優位性が獲得できると見込んでおります。

⑤ アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による、企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社グループにおいては、そのような諸問題に真摯に向き合い、迅速かつ、継続的に適切な対策を講じる事で、安心安全なデジタルマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

⑥ 人材の獲得及び、育成による生産性の向上

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成および、組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループの更なる企業価値向上や事業拡大を実現する上で、各種業務プロセスの効率化や、適切なリスク管理を行うために、業容の拡大に応じて内部管理体制の強化が必要であると考えております。継続的な採用活動による管理部門の組織力強化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下、当社グループの事業展開において、リスク要因となる可能性がある主な事項を記載しています。また、投資判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から追加しております。

なお、当該記載事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

1. 業界動向について

当社グループでは、データプラットフォーム事業を展開しており、インターネット広告市場を主たる事業対象としております。近年、インターネット広告の市場規模は順調に成長を続けており、今後も堅調に推移するものと予想しておりますが、広告市場は景気動向や社会情勢の変化の影響を受けやすい傾向があります。様々な業界業種の企業との取引を行うことで、それらの影響を最小限に止めるよう努めてまいります。今後、景気悪化に伴う広告主の広告予算削減が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 競合について

当社グループが展開するデータプラットフォーム事業は、データの収集・集約から、独自のAIによる分析基盤の構築、その分析結果を活用した各種サービスの提供と、そのサービス利活用にあたってのコンサルティングまで、データを活用した一連の事業活動を総合的に展開しております。今後も、当社グループでは、このような総合的なサービスの拡充を進めることによって、強い競争力の獲得と、事業の拡大を実現していく方針です。これらの取り組みが予測通りの成果をあげられない場合や、同様の事業を展開する競合他社の出現によって、当社グループの競争力が低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 技術革新について

当社グループは、インターネット関連技術に基づき事業展開しておりますが、当該分野は技術革新のスピードが速く、新たな技術に基づく新サービスが次々と生み出されております。当社グループにおいては、インターネット関連技術の最新動向を常に把握し、調査・研究を行う専門部署を設置することで、それらの技術革新へ対応してまいります。当社グループがこれらの変化への対応に遅れた場合、当社サービスの陳腐化や競争力の低下等が生じる場合があります。また、技術革新への対応のため、既存システムの改良、新規サービスの開発等のための費用支出が必要となる場合があります。これらによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. データの取り扱いに関する法的規制等について

当社グループは、Cookie（ウェブサイト閲覧したユーザーのコンピューターに保存され、ユーザーの識別に利用される識別子）や各種デバイスの端末識別子を用いて消費者の行動データを取得・分析し、マーケティング目的で利用していますが、これらのデータの利活用に関しては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく規制が存在します。当社は当該法令を遵守するため、担当業務や職位等に応じた保有データへのアクセス制限の実施、社内での勉強会の実施、取引先との契約書フォーマットの整備、取引先のサービス利用規約やプライバシーポリシーの確認などを実施しております。現時点で、当社グループの事業活動が当該法律によって大きく阻害される状況は生じておりませんが、インターネット上のプライバシー保護の在り方とそれを踏まえた「個人情報の保護に関する法律」の改正については、3年ごとの見直し規定に基づき、継続して検討が行われている状態にあります。また、法的規制に限らず、OSやブラウザを提供するプラットフォーム事業者においても、ユーザーのプライバシーを保護する為の様々な機能の検討が継続的に行われております。これらの関連諸法令や、プラットフォーム事業者による機能追加等の動向は法務部門やシステム開発部門の専門部署が常に動向を把握し、調査・研究を行うことで、適切に各種サービスにおける対応を行う体制を整えております。一方、当該法律や関連諸法令の制定・改正の動向、各OSやブラウザのプライバシー保護機能の動向によっては、新たな法令遵守体制の構築や現在提供しているサービスの見直しが必要となり、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

5. 内部管理体制について

当社グループは、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、内部管理体制の整備を進めております。具体的には管理部門の人員の増員、会計・法務等に関する複数の外部専門家との契約、外部セミナーへの参加、専門雑誌の購読等による知見の蓄積などを行っております。現時点では一定の内部管理体制を整えており、業容の拡大に応じて今後も一層の充実を図る予定ですが、急速な新規事業の成長や海外での事業の拡大などにより、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

6. 特定の役職員への依存及び人材の確保について

当社グループの役員、幹部社員等は専門的な知識、技術、経験を有しており、当社グループの経営戦略の立案・決定や事業開発等において重要な役割を果たしております。このため、何らかの理由によりこれらの役職員が当社グループから離脱するという事態になった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが今後更なる成長を遂げるには、優秀な人材を確保し、育成していくことが重要であると考えており、当社グループでは、人材採用と人材育成の強化に力を入れております。しかしながら、インターネットビジネスにおいては人材の流動性が高く、今後退職者の増加や採用の不振等が生じた場合には、将来の事業拡大に必要な人材を十分に確保できず、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

7. システム障害について

当社グループは、サーバーその他のコンピュータシステムを利用し、インターネットを介してサービス提供を行っており、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等を行い、そのシステムトラブルの防止又は回避に努めております。しかしながら、外部事業者が提供するサービスの障害、役職員の過誤、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、コンピュータウイルス、外部からのコンピュータネットワークへの不正アクセス、自然災害、偶発的事故、システムへの一時的な過負荷因等により、重要なデータの漏洩、コンピュータプログラムの不正改ざん、システムダウン、当社グループのサービス提供の停止等が発生する可能性があります。その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用毀損、収益機会の損失等により、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

8. 適切な広告配信を行うための体制について

当社グループでは広告主向けのインターネット広告配信事業を提供しておりますが、配信される広告に関しては、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けております。また、広告主のブランドや信用を毀損しないよう、法令や公序良俗などに違反していない適切なメディアへと広告を配信する必要があります。

当社グループでは、法令に基づいた独自の基準を設け、営業部門から独立した監督部署を管理人事本部内に設置し、適切な広告配信が行われるよう、当社のDSPを通じて配信されるすべての広告について配信前にチェックし、問題があると判断された広告については、問題点の修正が行われるまで配信されない仕組みを構築しております。しかしながら、これらの対応に不備が生じた場合、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用毀損等により、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

9. 季節変動について

当社グループの事業は、広告主の月ごとの広告予算に影響を受け、多くの企業の決算月である12月及び3月に集中し、平時よりも3割程度売上が増加する傾向があります。

このため、安定的に月次業績が推移する業種に比べ、売上及び利益の変動が起こりやすい傾向があります。当社では、季節変動の過去実績を踏まえて計画を策定することで、通期業績への影響を最小限に止めるよう努めております。一方で、季節変動による下振れ幅が想定よりも顕著な場合には当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

10. 損失の継続計上について

当社は、データソリューションサービスへの先行投資により、2020年9月期まで連続した当期純損失を計上し、2021年12月31日現在で債務超過となっております。これは、サービス開発のためのシステム投資や人件費が先行して発生していること及び過去の減損損失の影響により、開発費用を資産化できず当該費用を売上で回収できなかったこと等によるものです。

一方で、これまでの先行投資やコスト構造の見直しの結果、収益性が改善し、2021年9月期の経常損失は2020年9月期から約177,920千円減少するとともに、当期純利益を計上しており、債務超過が解消されつつあります。データソリューションサービスを中心に投資を行い、売上高を継続的に成長させるとともに当期純利益の確保並びに債務超過を早期に解消する経営戦略をとってまいります。

しかしながら、今後売上成長が想定通りに達成できなかった場合、投資した金額が回収できない等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、連結グループにおいては損失の継続計上ならびに債務超過は発生しておりません。

11. 固定資産の減損について

当社は、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を保有しており、これらの資産の取得にあたっては事前に

必要性や収益性を十分に検証した上で決定しております。しかしながら、経営環境や事業の状況の著しい変化等により収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

12. 海外展開について

当社グループでは、台湾、中国、ベトナムなどのアジア地域に子会社を有しております。海外事業においては、各国毎に存在する法規制、商慣習、政府規制への対応が必要になるほか、予期しえない政治・社会情勢の変化、為替変動等のリスクが存在しており、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

13. 配当政策について

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。現在当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

14. 株式価値の希薄化について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は804,200株であり、発行済株式総数の9.7%に相当します。権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、株式価値の希薄化や株式売買受給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

15. 株式の流動性について

当社グループは、株式会社東京証券取引所への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において28.1%にとどまる見込みです。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

16. 調達資金の使途について

当社グループが計画している公募増資による調達資金につきましては、データソリューションサービスにおける人材の採用費、システム開発資金として充当する予定であります。

しかしながら、当初の計画に沿って調達資金を充当した場合でも、必ずしも想定どおりの投資効果が得られる保証はなく、その場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業環境の変化や、当社事業戦略等の変更等により、将来において調達資金にかかる資金使途に変更が生じる可能性があります。

17. 親会社グループとの関係について

本書提出日現在、当社の親会社は株式会社サイバーエージェントであり、同社は東京証券取引所に上場しており、当社発行済株式総数の63.0%を保有しておりますが、当社株式上場後においては、同社は当社のその他関係会社となる予定です。同社グループは、2022年3月末現在、メディア事業、ゲーム事業、インターネット広告事業、投資育成事業、その他事業を運営しております。また、同社グループとは以下②のとおり直接取引が発生しております。当社はこれらの取引において、他の企業の取引条件との比較等によって、取引の適正性を確保しておりますが、当該取引条件の設定によっては、当社の利益が当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。なお、当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、株式会社サイバーエージェントに対して事前承認を要する事項等はなく、当社グループの経営の独立性は確保されております。

当社は、現在も多数の事業者からデータ提供を受け、その膨大なデータを活用した事業展開を行っておりますが、当社が株式を上場することで、外形的にも独立した経営体制を構築することとなります。その結果、これまでより多くの事業者との事業連携を進めることが可能となり、当社の事業拡大に資することになると考えております。

① 親会社グループにおける当社グループの位置付けについて

当社は、親会社グループにおいて、インターネット広告事業に区分されております。

同社グループにおいて当社と同様の事業を展開しているグループ企業は存在しますが、当社グループと親会社グループでは、顧客へのサービス提供にあたり担っている役割や商品特性等が異なるため類似性が低く、親会社グループによって、当社グループの自由な事業活動や経営判断が阻害されるような状況は生じておらず、自らの意思決定により事業展開しております。また、親会社グループから当社に対する役員や出向者の派遣はなく、人的関係は存在しません。

② 親会社グループとの取引関係について

本書提出日現在において、当社グループと親会社グループの間には、広告売上取引及び広告媒体の仕入取引が存在しており、今後もこれらの取引を継続していく方針です。当該取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引の適正性を確保できております。また、新規の取引を行うにあたっては、関連当事者取引管理規程に従って、定型的な売上取引や仕入取引などの取引条件の適正性が明らかな取引を行う場合は、管理人事本部長の承認の上取締役会で報告を行い、定型的な売上取引や仕入取引以外の取引や特殊な取引条件の売上取引や仕入取引を行う場合は、取引の内容、当該相手先と取引を行う理由、取引開始の経緯、取引条件の妥当性、などについて、事前に取締役会において承認を得た上で取引を実施いたします。

18. その他の関係会社との関係について

本書提出日現在、ソフトバンク株式会社は当社発行済株式総数の19.7%を保有しており、同社は当社のその他の関係会社に該当しますが、当社株式上場後においては、同社は当社のその他関係会社に該当しなくなる予定です。ソフトバンクグループは、2022年1月末現在、コンシューマ事業、法人事業、流通事業、ヤフー・LINE事業、その他事業を運営しております。また、同社グループとは以下②のとおり直接取引が発生しており、当該取引条件の設定によっては、当社の利益が当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。なお、当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、ソフトバンク株式会社に対して事前承認を要する事項等はなく、当社グループの経営の独立性は確保されております。

① ソフトバンクグループにおける当社グループの位置付けについて

ソフトバンクグループにおいて当社グループと同様の事業を展開しているグループ企業は存在しますが、大企業であるソフトバンクグループにおいて、当社グループとの類似事業の分野は相対的に小さく、ソフトバンクグループによって当社グループの自由な事業活動や経営判断が阻害されるような状況は生じておらず、自らの意思決定により事業展開しております。また、ソフトバンクグループから当社に対する役員や出向者の派遣はなく、人的関係は存在していません。

② ソフトバンクグループとの取引関係について

本書提出日現在において、当社グループとソフトバンクグループの間には、広告売上取引及び広告媒体の仕入取引が存在しており、今後もこれらの取引を継続していく方針です。当該取引については、他の企業との取引条件との比較等により取引の適正性を確保できております。また、今後新規の取引を行うにあたっては、関連当事者取引管理規程に従って、定型的な売上取引や仕入取引などの取引条件の適正性が明らかな取引を行う場合は、管理人事本部長の承認の上取締役会で報告を行い、定型的な売上取引や仕入取引以外の取引を行う場合は、取引の内容、当該相手先と取引を行う理由、取引開始の経緯、取引条件の妥当性、などについて、事前に取締役会において承認を得た上で取引を実施いたします。

19. 新型コロナウイルス感染症に係る事業等のリスク

当社グループが事業を展開する広告市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経済活動の停滞から、企業の広告出稿の出し控えの影響によって、当社グループの業績に一定の影響を及ぼす可能性があります。以下、当社グループのサービス毎に説明します。

・データソリューションサービス

データソリューションサービスが対象とする主要なマーケットとしては、インターネット広告市場になります。インターネット広告全体の市場規模は、2021年が2兆7,052億円となり、2020年より続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2021年下半期にかけて緩和した影響により、前年比121.4%の成長となっております。(出典:株式会社電通「2021年日本の広告費」)当社グループのサービスにおいても、2020年4月に発令された、初めての緊急事態宣言直後は、大きく業績への影響が発生いたしましたが、市場全体の動向と同様に、2021年下半期にかけて新型コロナウイルス感染症の影響は緩和されつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症による広告出稿の出し控えの影響は、物理的移動を伴う、旅行業やイベント関

連の広告などが直接的に影響を受ける一方で、各種インターネットサービスや、ゲーム関連などの広告出稿は増加する傾向にあります。このように、今後も様々な業界業種へのサービス提供を継続することで、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

・デジタルサイネージサービス

デジタルサイネージサービスは、屋外広告や交通広告をデジタル化し、インターネットを通じて広告配信を行う事業となりますが、2021年においては、特にタクシー内に設置したデジタルサイネージの広告需要が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、前年度比で全体業績が落ち込んでおります。2021年後半にかけて、新型コロナウイルス感染症下の生活様式が確立されてきており、事業に及ぼす影響は減少傾向にあります。また、ドラッグストア内に設置するデジタルサイネージなどは、コロナ禍においても人流減少が比較的少ないため、このような場所でのサイネージ広告の展開を加速することで、事業全体への新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

・海外コンサルティングサービス

売上の多くを占める台湾事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、コロナ禍でも影響を受けにくい業種の取引社数の増加や、取引単価の向上によって、前年度比で業績が大きく改善しております。一方で、中国、ベトナムでの事業が、新型コロナウイルスの影響を受け業績が低迷しております。これら、新型コロナウイルス感染症によって業績影響を受けやすい収益基盤の脆弱な海外拠点に関しては、売却による撤退を検討しております。

いずれのサービスにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止めるよう努めておりますが、変異株の拡大など不確定要素によって、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第15期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社グループの事業は、データプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスによって事業展開しております。当連結会計年度における、それぞれのサービスの経営状況は下記のとおりです。

データソリューションサービスが対象とする主要なマーケットとしては、インターネット広告市場になります。インターネット広告の市場規模は、2021年が2兆7,052億円となり、2020年より続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響が下半期にかけて緩和した影響により、前年比121.4%の成長となっております。また、インターネット広告市場の推計が開始された1996年以来、初めてマスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ広告費）の2兆4,538億円を上回り、継続的に高い成長をしております。（出典：株式会社電通 「2021年日本の広告費」）当社グループ事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって、広告出稿においても出し控えの影響を受けております。2021年度後半にかけてその影響は緩和されつつあり、売上高については前年比増加しましたが、2021年4月に新しい広告プラットフォームである「UNIVERSE Ads」への刷新を行い、顧客アカウントの移行や、社内業務フローの組み換え作業が発生したため一時的に売上総利益が低下、また新卒の採用を中心に人材への投資を行った結果、営業利益は前年比で減少しました。2021年度期末時点では「UNIVERSE Ads」への移行は完了しており、インターネット広告市場全体の回復ペースに追従できる環境が整っております。

デジタルサイネージサービスにおいては、屋外広告や交通広告をデジタル化し、インターネットを通じてネットワーク化することで、広告配信を行う事業となりますが、2021年においては、特にタクシー内に設置したデジタルサイネージの広告需要が新型コロナウイルスの影響を受け大きく減少し、前年度比で売上高が落ち込んでおります。

海外コンサルティングサービスにおいては、売上の多くを占める台湾事業で、取引社数の増加や取引単価の向上によって、前年度比で売上高が成長しております。一方で、中国及びベトナムでの事業が、新型コロナウイルスの影響を受け売上高が低迷しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,671百万円（前年同期比6.90%増）、営業利益は186百万円（前年同期比26.73%減）、経常利益は153百万円（前年同期比40.52%減）、当期純利益が非支配株主に帰属する当期純利益を下回ったことで親会社株主に帰属する当期純損失は38百万円（前年同期は43百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

第16期第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当社グループの事業は、データプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスによって事業展開しております。当第2四半期連結累計期間における、それぞれのサービスの経営状況は下記のとおりです。

データソリューションサービスが対象としている主要なマーケットはインターネット広告市場です。インターネット広告の市場規模は、2021年が2兆7,052億円となり、2020年より続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響が下半期にかけて緩和した影響により、前年比121.4%の成長となりました。また、インターネット広告市場の推計が開始された1996年以来、初めてマスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ広告費）の2兆4,538億円を上回り、継続的に高い成長をしております。（出典：株式会社電通 「2021年日本の広告費」）

当社においては、UNIVERSEデータの広告活用効果を最大化させるために開発された次世代型広告配信プラットフォーム「UNIVERSE Ads」の販売に注力致しました。前年度に取り組んだ「UNIVERSE Ads」への移行により、ゲームアプリ案件等の広告効果が改善し稼働件数が増加しました。加えてブランドマーケティング大手顧客においても、年末及び3月期末の需要期に顧客単価が上昇した影響で売上高は当初の予定から上振れて着地しました。中小顧客においては、組織変更の影響で想定より好調に新規顧客数の獲得が進みました。

また、当社が提供するSSP「MicroAd COMPASS」においても当社のサポート体制強化の結果、当初の見込み以上に伸長しました。

今後もさらなるデータの拡充と販売を進めると同時に、各種データの取り扱いに関してはプライバシーに配慮し、関連法令や規制を遵守したビジネスモデルの構築とPostCookie時代に備えた新しい基盤技術開発も推進してまいります。

デジタルサイネージサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響緩和等、外部環境の改善もあり

売上高、営業利益ともに回復基調となっております。加えて、ドラッグストアの店頭サイネージなどの新規取組も寄与しております。

海外コンサルティングサービスは中国及び台湾において前年を下回る実質GDP成長率が各政府より見通し予測として発表されている環境下で、日本企業の各国への新規進出が限定的なことも伴って、前年度をやや下回る売上水準で推移しております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高6,122百万円、利益面では、営業利益431百万円、経常利益395百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益241百万円となりました。

② 財政状態の状況

第15期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は3,694百万円となり、前連結会計年度に比べて327百万円増加いたしました。流動資産の増加の主な要因は、営業活動による収入に伴う現金及び預金が228百万円増加したこと及び売掛金が133百万円増加したことによるものであります。固定資産は534百万円となり、前連結会計年度末に比べて168百万円増加いたしました。固定資産の増加の主な要因は、本社オフィスの移転に伴う建物及び構築物が87百万円増加したこと及び使用権資産が29百万円増加したことによるものであります。この結果、総資産は、4,229百万円となり、前連結会計年度末に比べ495百万円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は2,683百万円となり、前連結会計年度に比べて132百万円減少いたしました。流動負債の減少の主な要因は、短期借入金が200百万円減少したこと及び支払手形及び買掛金が122百万円増加したことによるものであります。固定負債は72百万円となり、前連結会計年度末に比べて29百万円増加いたしました。固定負債の増加の主な要因は、リース債務が21百万円増加したこと及び本社オフィスの移転に伴う資産除去債務が12百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、2,756百万円となり、前連結会計年度末に比べ103百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,472百万円となり、前連結会計年度末に比べ599百万円増加いたしました。これは主に資本剰余金が336百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は22.0%（前連結会計年度末は14.7%）となりました。

第16期第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は4,206百万円となり、前連結会計年度末に比べ512百万円増加いたしました。流動資産の増加の主な要因は、営業活動による収入に伴う現金及び預金が267百万円増加したこと及び受取手形及び売掛金が235百万円増加したことによるものであります。固定資産は655百万円となり、前連結会計年度末に比べ120百万円増加いたしました。固定資産の増加の主な要因は、ソフトウェアの取得により無形固定資産が128百万円増加したことによるものであります。この結果、総資産は、4,862百万円となり、前連結会計年度末に比べ632百万円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は3,037百万円となり、前連結会計年度末に比べ353百万円増加いたしました。流動負債の増加の主な要因は、営業活動による支出に伴う支払手形及び買掛金が124百万円増加したこと及び子会社株式の取得に充当することを目的とした短期借入金150百万円増加したことによるものであります。固定負債は129百万円となり、前連結会計年度末に比べ56百万円増加いたしました。固定負債の増加の主な要因は、繰延税金負債の増加に伴いその他科目が86百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、3,166百万円となり、前連結会計年度末に比べ410百万円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,695百万円となり、前連結会計年度末に比べ222百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が241百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は24.8%（前連結会計年度末は22.0%）となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第15期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて228百万円増加し、2,161百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、31百万円の資金獲得（前年同期は620百万円の資金獲得）となりました。資金獲得の主な要因は、税金等調整前当期純利益125百万円（前年同期256百万円）及び減価償却費89百万円（前年同期79百万円）を計上したことのほか、仕入債務の増加額97百万円（前年同期142百万円）等であり、資金減少の主な要因は売上債権の増加額159百万円（前年同期は124百万円の減少）、法人税等の支払額145百万円（前年同期112百万円）等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、185百万円の資金減少（前年同期は13百万円の資金獲得）となりました。資金使用の主な要因は、オフィス移転に伴う有形固定資産の取得による支出75百万円（前年同期3百万円）及び、ソフトウェアの取得に伴う無形固定資産の取得による支出67百万円（前年同期81百万円）、資産除去債務の履行による支出59百万円（前年同期は該当なし）等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、300百万円の資金獲得（前年同期は51百万円の資金獲得）となりました。資金獲得の主な要因は、連結子会社の第三者割当増資による収入259百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入259百万円等であります。資金減少の主な要因は、短期借入金の純増減額200百万円（前年同期は200百万円の増加）、リース債務の返済による支出29百万円（前年同期26百万円）等であります。

第16期第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて267百万円増加し、2,428百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動により得られた資金は、306百万円となりました。これは主に、売上債権の増加額193百万円による減少の一方で、税金等調整前四半期純利益395百万円及び仕入債務の増加額85百万円による増加の結果であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動により減少した資金は、117百万円となりました。これは主に、差入保証金の回収による収入43百万円の増加の一方、無形固定資産の取得による支出156百万円による減少の結果であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動により得られた資金は、1百万円となりました。これは主に、短期借入れによる150百万円の増加の一方、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出150百万円の減少の結果であります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第15期連結会計年度及び第16期第2四半期連結累計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

サービスの名称	第15期連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		第16期第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)
データソリューションサービス	6,835,600	102.3	3,730,104
デジタルサイネージサービス	667,023	83.3	459,358
海外コンサルティングサービス	4,168,687	121.3	1,932,599
合計	11,671,312	106.9	6,122,062

- (注) 1. データソリューションサービスとは、データプラットフォーム事業を構成する主要サービスである、株式会社マイクロアド、株式会社エンハンスの提供するサービスを総称した名称です。
2. 各サービス間の内部売上高は、調整後の金額を記載しております。
3. 外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第15期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

a. 売上高

当連結会計年度における総売上高は11,671百万円（前年同期比106.9%）となりました。

当社グループの事業は、データプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスによって事業展開しております。当事業年度における、それぞれのサービスの売上高の状況は下記のとおりです。

データソリューションサービスは、主力製品である「UNIVERSE」の販売に注力しており、当該領域のプロダクト開発や販売リソースへの投資を積極的に行っております。当会計年度の「UNIVERSE」の売上高を構成する稼働アカウント数は5,583件となっており、前年比横ばいの結果となりました。一方で、製品のサポート体制強化による広告効果の改善などにより、稼働アカウントの平均単価が前年比6%増加した為、売上高については前年比で増加しております。2020年より続く新型コロナウイルス感染症拡大による広告出稿の出し控えによって、稼働アカウント数拡大に向けた営業活動にも影響がございましたが、2021年後半よりその影響は緩和されております。一方で、2021年4月に「UNIVERSE」における、新しい広告配信プラットフォームである

「UNIVERSE Ads」への刷新を行い、顧客アカウントの移行や、社内業務フローの組み換え作業が発生したため、稼働アカウント数は前年比横ばいという結果になりました。なお、2021年度期末時点では「UNIVERSE Ads」への移行は完了しております。また、「UNIVERSE」は月単位の発注形態をとっておりますが、プラットフォームの刷新などのプロダクト改善によって、利用企業単位における平均の年間発注月数は約3.5ヶ月で前年比12%増加しており、平均月額利用単価が100万円を超える大口顧客企業においては、平均の年間発注月数は約5ヵ月となり前年比で14%増加しております。

デジタルサイネージサービスにおいては、屋外広告や交通広告をデジタル化し、インターネットを通じてネットワーク化することで、広告配信を行う事業となりますが、2021年においては、特にタクシー内に設置したデジタルサイネージの広告需要が、新型コロナウイルスの影響を受け大きく減少し、前年度比で売上高が落ち込んでおります。

海外コンサルティングサービスにおいては、売上の多くを占める台湾事業で、取引社数の増加や取引単価の向上によって、前年度比で売上高が成長しております。一方で、中国、ベトナムでの事業が、新型コロナウイルスの影響を受け売上高が低迷しております。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は8,672百万円（前期比109.6%）となりました。今期は、将来のコスト削減を目的としたデータセンターの移設等による設備費の割合が増加した結果、原価率は74.3%となりました。前連結会計年度の売上原価率72.5%より1.8ポイント増加しております。以上の結果、当連結会計年度における売上総利益は2,998,743円（前期比99.8%）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,812百万円（前期比102.2%）となりました。増加の主な要因は事業拡大により従業員が増加したことによる人件費の増加になります。ただし、売上高に対する割合は24.1%となり、前連結会計年度の25.2%より1.1ポイントの減少となりました。以上の結果、当連結会計年度における営業利益は186百万円（前期比73.3%）となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当連結会計年度において持分法による投資利益等により営業外収益は31百万円、為替差損等により営業外費用は63百万円となりました。結果、当連結会計年度における経常利益は153百万円（前期比 59.5%）となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純損失

当連結会計年度において本社移転費用37百万円、法人税等合計は115百万円（前期比71.5%）となり、当期純利益が非支配株主に帰属する当期純利益を下回ったことで結果、親会社株主に帰属する当期純損失は38百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益43百万円）となりました。

第16期第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

a. 売上高

当第2四半期連結累計期間における総売上高は6,122百万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の長期化による経済活動の停滞により、特定業種においては引き続き一定程度広告出稿の出し控えが見られますが、新型コロナウイルスワクチン接種の普及が日本国内でも急速に進んだことや、ウィズコロナの生活様式が確立され屋外活動の制約が限定的になったこともあり経済活動正常化に向けた外部環境は改善致しました。

当社グループの事業は、データプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データソリューションサービス、デジタルサイネージサービス、海外コンサルティングサービスの3つのサービスによって事業展開しております。当事業年度における、それぞれのサービスの売上高の状況は下記のとおりです。

データソリューションサービスは前年度に引き続き「UNIVERSE」の販売に注力し稼働アカウント数の拡大による売上高の成長を計画しております。2021年後半から新型コロナウイルスの影響は限定的になり、前年度に実施した広告配信プラットフォーム「UNIVERSE Ads」への移行が完全に完了したことで、特にゲームアプリ案件等の広告効果が改善し稼働アカウント数が増加しました。加えて、製品やサービスの認知を目的としたブランドマーケティングを中心に行う大手顧客においても、年末及び3月期末の需要期に顧客単価が上昇した影響で売上高は当初の予定から上振れて着地しました。また、2021年10月に中小規模の新規顧客獲得を専門で行う部門を新たに設置したことにより、新規顧客数の獲得が進みました。以上から、「UNIVERSE」の稼働アカウント数の第2四半期までの累積は3,314件となっており、前年同期比約8%の成長となっております。

デジタルサイネージサービスは、マイクロデジタルサイネージが属しております。デジタルサイネージサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたことによる、外部環境の改善もあり順調に売上高は回復しております。加えて、ドラッグストアの店頭サイネージなどの新規取組も売上高の拡大に寄与して堅調に推移しております。

海外コンサルティングサービスは台湾、中国、ベトナムの3カ国を中心にアジア市場全体のデジタル広告市場の成長に乗じて、業績の拡大を目指しております。当該事業年度は、中国及び台湾において前年を下回る実質GDP成長率が各政府より見通し予測として発表されている環境下で、日本企業の各国への新規進出が限定的なことも伴って、前年度をやや下回る水準で業績推移しております。

b. 売上原価、売上総利益

当第2四半期連結累計期間の売上原価は4,217百万円、売上総利益は1,904百万円となりました。前期取り組んだデータセンター移設の効果によるコスト削減及びソフトウェアの資産化に伴い売上原価が減少しております。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は1,473百万円となりました。売上高に対する割合は24.1%となり、営業利益は431百万円となっております。

d. 営業外損益、経常利益

当第2四半期連結累計期間において受取利息による収入2百万円等により営業外収益は3百万円、為替差損23百万円等により営業外費用は40百万円となりました。結果、経常利益は395百万円となっております。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する四半期純利益

当第2四半期連結累計期間において法人税等合計額119百万円となり、結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は241百万円となりました。

③ 経営上目標とする客観的な指標について

当社グループの継続的な企業価値向上を達成するために、経営指標としては売上高、営業利益の成長を重視しております。これら経営指標を達成する為に、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、データソリューションサービスにおける「UNIVERSE」の稼働アカウント数の拡大を重視しております。UNIVERSEでは顧客企業のアカウント開設後、実際に製品やサービスのマーケティングを行う月ごとに発注申し込みを行うことで、当該アカウントによる広告配信が可能になります。この際の月ごとの発注～利用の件数を「稼働アカウント数」として経営指標を達成する為に重視する指標としております。当該指標について、2021年9月期において、開設されたUNIVERSEのアカウント数は、既存プロダクトのアップデート等により、前年比17%増という結果となりました。一方、「② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載の通り、2021年9月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による広告出稿の出し控えを受けた発注件数の減少に加え、新しい広告配信プラットフォームである「UNIVERSE Ads」への刷新に伴う、一時的なアカウント移管作業などの影響により、稼働アカウント数（発注件数）は前年比横ばいの結果となりました。一方、2022年9月期 第2四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和されたことと、新しい広告配信プラットフォームへの移管が完了したことにより、稼働アカウント数（発注件数）は、前年同期比8%増の進捗となっており、順調に推移しているものと認識しております。

重視する指標	第15期連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		第16期第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
	件数	前年同期比 (%)	件数	前年同期比 (%)
稼働アカウント (発注件数)	5,583	100.2	3,314	108.7

④ 財政状態に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に含めて記載しております。

⑤ キャッシュ・フローの状況分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る内容

a. キャッシュ・フローの状況分析

キャッシュ・フローの状況の詳細は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは広告媒体の仕入れ費用及び人件費等の営業費用であります。当社は、運転資金につきましては「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び銀行借入金にて賄う方針であります。今後は、借入金の総額を減少させつつも、資金需要の必要性に応じて柔軟に対応し、流動性リスクを適切にコントロールしてまいります。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2. 事業の状況 2. 事業等のリスク」をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当連結会計年度中の設備投資の総額は143,014千円であります。これは主に本社移転に伴う有形固定資産の取得75,072千円、データソリューションサービス及びデジタルサイネージサービスにおけるソフトウェアの機能強化に伴う無形固定資産の取得67,942千円であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第16期第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は213,715千円であります。これは主にデータソリューションサービスにおけるサーバー設備の増強に伴う有形固定資産の取得42,714千円、データソリューションサービス及びデジタルサイネージサービスにおけるソフトウェアの機能強化に伴う無形固定資産の取得153,414千円であります。また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷 区)	事務所及び設備	90,751	15,303	—	106,055	166(1)

(注) 1. 建物は連結会社以外から賃貸しており、年間賃借料は77百万円であります。

(2) 国内子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社マイク ロードデジタル サイネージ	本社 (東京都渋谷 区)	事務所設備、ソ フトウェア等	—	28	86,588	16,432	103,049	10(0)

(注) 1. 建物は提出会社から賃貸しております。

(3) 在外子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
MicroAd Taiwan, Ltd.	本社 (台湾松山市)	事務所設備、ソ フトウェア等	19,637	1,972	9,137	49,636	80,384	58(6)

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数の（ ）は臨時雇用者数を外書しております。
4. 当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2022年4月30日現在)

当社グループの設備投資につきましては、業績、資金計画、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設及び回収の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	ソフトウェア 開発	270,000	-	増資資金等	2022年 10月	2023年 9月	(注3)
		270,000	-	増資資金等	2023年 10月	未定 (注2)	(注3)

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完了予定年月については、2024年9月期を想定しておりますが、未確定であるため未定と記載しております。

3. 完成後の増加能力については、増加能力の合理的な算出が困難であることから記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

(注) 1. 2022年3月10日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、発行可能株式総数を16,000,000株へ変更しております。

2. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は、16,000,000株増加し、32,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,252,000	非上場	1. 完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 2. 単元株式数は100株であります。
計	8,252,000	—	—

(注) 1. 2022年3月10日開催の臨時株主総会により定款を変更し、2022年3月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、4,126,000株増加し、8,252,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a. 第2回新株予約権（2014年11月1日株主総会決議に基づく2014年11月1日取締役会決議）

決議年月日	2014年11月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 2
新株予約権の数（個） ※	107 [93] （注） 5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 107,000 [186,000] （注） 1. 5. 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1株当たり849 [425] （注） 2. 6
新株予約権の行使期間 ※	2016年11月2日～2024年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 849 [425] （注） 6 資本組入額 425 [213] （注） 3. 6
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	定めなし

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は普通株式1,000株であり、提出日の前月末現在では、普通株式2,000株であります。

但し、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

また、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する

(3) その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

6. 2022年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第3回新株予約権（2017年12月18日臨時株主総会決議に基づく2017年12月19日取締役会決議）

決議年月日	2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 4
新株予約権の数（個） ※	90 （注） 5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 9,000 [18,000] （注） 1. 5. 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1株当たり4,910 [2,455] （注） 2. 6
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月20日～2027年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,910 [2,455] （注） 6 資本組入額 2,455 [1,228] （注） 3. 6
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	定めなし

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式200株であります。

但し、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数（無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数）を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数をいう。

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に

従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

6. 2022年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c. 第4回新株予約権（2018年7月4日臨時株主総会決議に基づく2018年7月4日取締役会決議）

決議年月日	2018年7月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 4
新株予約権の数（個） ※	75 （注） 5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 7,500 [15,000] （注） 1. 5. 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1株当たり4,910 [2,455] （注） 2. 6
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月5日～2028年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,910 [2,455] （注） 6 資本組入額 2,455 [1,228] （注） 3. 6
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	定めなし

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式200株であります。

但し、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数（無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数）を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数をいう。

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に

従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

6. 2022年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d. 第5回新株予約権（2020年12月9日株主総会決議に基づく2020年12月9日取締役会決議）

決議年月日	2020年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 28
新株予約権の数（個） ※	1,970
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 197,000 [394,000] （注）1. 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1株当たり1,764 [882] （注）2. 6
新株予約権の行使期間 ※	2022年12月10日～2030年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,764 [882] （注）6 資本組入額 882 [441] （注）3. 6
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式200株であります。

但し、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価（但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (6) その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）を行う場合は、組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、再編成対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e. 第6回新株予約権（2021年12月9日株主総会決議に基づく2021年12月9日取締役会決議）

決議年月日	2021年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 49
新株予約権の数（個） ※	992 [974] （注） 6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 99,200 [194,800] （注） 1. 6. 7
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1株当たり1,764 [882] （注） 2. 7
新株予約権の行使期間 ※	2023年12月10日～2031年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,764 [882] （注） 7 資本組入額 882 [441] （注） 3. 7
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 新株予約権発行時（2022年1月21日）における内容を記載しております。なお、新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2022年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式200株であります。

但し、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価（但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (6) その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）を行う場合は、組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、再編成対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
7. 2022年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2016年12月26日 (注) 1.	11	4,084	1,414	464,716	1,414	464,716
2017年7月1日 (注) 2.	4,079,916	4,084,000	—	464,716	—	464,716
2017年12月28日 (注) 3.	7,000	4,091,000	2,971	467,688	2,791	467,688
2018年12月10日 (注) 4.	7,000	4,098,000	2,971	470,659	2,791	470,659
2020年12月17日 (注) 5.	14,000	4,112,000	5,943	476,602	5,943	476,602
2021年12月13日 (注) 6.	14,000	4,126,000	5,943	482,545	5,943	482,545
2022年4月1日 (注) 7.	4,126,000	8,252,000	—	482,545	—	482,545

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割（1：1,000）による増加であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 新株予約権の行使による増加であります。
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 株式分割（1：2）による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2022年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	4	—	—	7	11	—
所有株式数（単元）	—	—	—	78,940	—	—	3,580	82,520	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	95.66	—	—	4.34	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,252,000	82,520	1. 完全議決権株式であり、株主として権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 2. 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,252,000	—	—
総株主の議決権	—	82,520	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用と育成のための費用や当社サービスの収益力強化・維持のための開発費用等に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主、取引先、従業員、社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した経営体制の確保が必要不可欠であると考えております。

また、当社の筆頭株主かつ親会社である株式会社サイバーエージェントは、その持株比率が、過半数を超えていることから、支配株主に該当いたします。

当社は支配株主と取引を行う場合、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ) 企業統治体制を採用する理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。併せて、代表取締役直属の内部監査室を設置し、内部監査を実施することで経営に対する監督の強化を図っております。また、経営の監督機能の充実と執行機能の効率化・機動化を両立するため、日常的な業務執行の権限・責任を担う執行役員制度を導入するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項の審議、決定を行う機関として常勤役員会を設置しております。

ロ) 企業統治体制の概要

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長渡辺健太郎が議長を務め、他に取締役5名（取締役田中宏幸、取締役榎原良樹、常勤監査等委員内田正宏、社外取締役である監査等委員谷地館望、社外取締役である監査等委員宮沢奈央）で構成されております。

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた重要事項の審議・決定を行っております。

また、取締役会には株式会社サイバーエージェントの役員及び従業員を含む、当社役職員以外の陪席を認めず、独立した取締役会の運営がなされる体制をとっております。

・監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である内田正宏が議長を務め、他に監査等委員2名（社外取締役である監査等委員谷地館望、社外取締役である監査等委員宮沢奈央）で構成されております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行の監査等を行っております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者や会計監査人と定期的に情報交換を行い、適時適切な監査の実施に努めております。

なお、監査等委員において、その就任の前10年内のいずれかの時において株式会社サイバーエージェントの役員又は従業員に該当していたものは存在しておらず、今後も当該要件に該当する者は監査等委員として選定しない方針です。

・会計監査人

当社は、2021年12月9日開催の定時株主総会決議により、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、適時かつ適切な監査が実施されております。

・内部監査室

当社は、独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任担当者1名で構成されております。

内部監査室は、監査等委員会や会計監査人と定期的に情報交換を行い、適時適切な監査の実施に努めております。

・執行役員制度

当社は、日常的な業務執行を迅速・効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い業務執行を行います。現

在、8名の執行役員がその職務を担っております。

・常勤役員会

常勤役員会は、代表取締役社長渡辺健太郎が議長を務め、他に常勤取締役2名（田中宏幸、榎原良樹）及び執行役員8名（松田佑樹、道家康貴、坂田聡、福田裕也、藤川統、角谷佳祐、中野伸飛、丸木勇人）で構成されております。

常勤役員会は、原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会から委任を受けた重要事項の審議、決定を行っております。

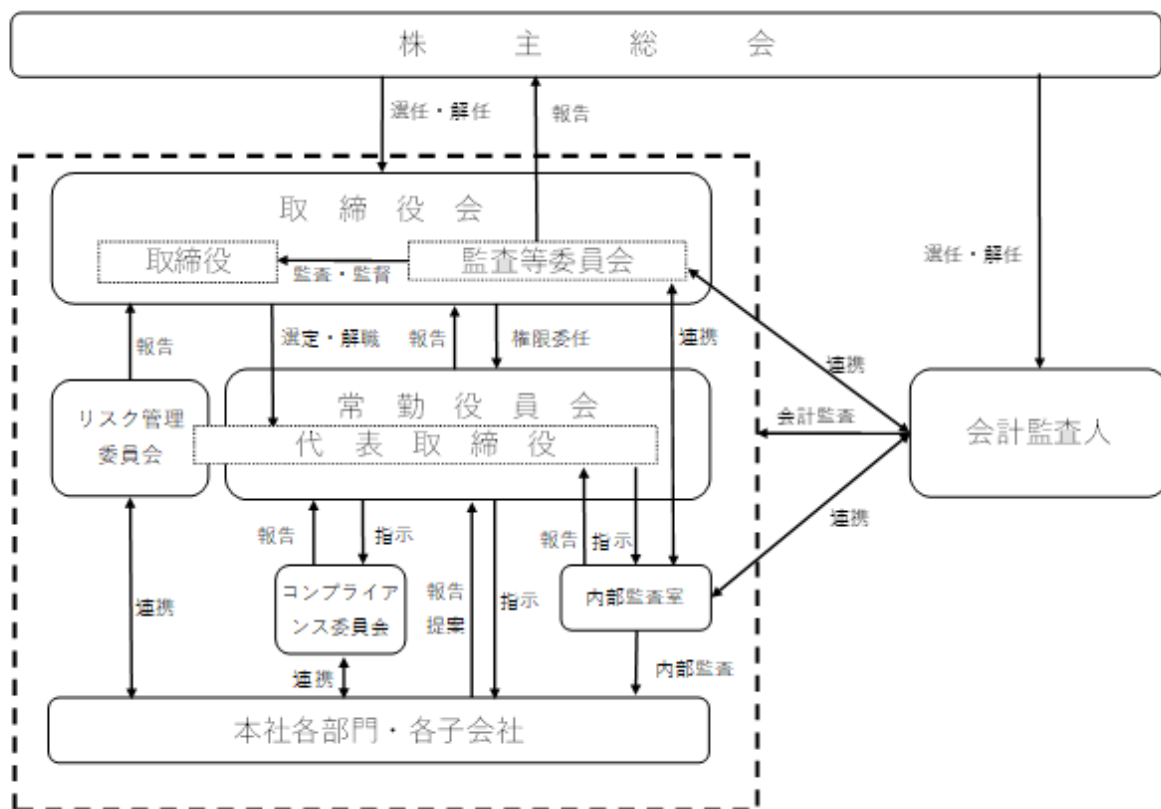
また、常勤監査等委員である内田正宏が参加し、常勤役員会の運営状況を監視しております。

・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長渡辺健太郎を委員長とし、常勤取締役（常勤監査等委員である取締役を含む）及び執行役員を委員とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、原則として四半期に1回以上開催され、当社グループの事業上のリスクの洗い出し、評価、必要な対応策の策定等を目的としております。

・コンプライアンス委員会

当社は、常勤役員会にて選任された取締役榎原良樹を委員長とし、常勤監査等委員である取締役及び各部署より委員長が選任した者を委員とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則として毎月1回開催され、当社グループにおけるコンプライアンス体制とその推進、その他コンプライアンスに関連する一切の事項について協議し、協議内容を常勤役員会へと報告しております。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ) 内部統制システムの整備状況

当社では、業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令・定款及び社会的な倫理を遵守するための社内規則（社内規程、ガイドライン、マニュアル等を含む）を制定し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築とその推進にあたる。
 - (3) 当社グループ役職員を対象としたコンプライアンスに関する教育を行い、コンプライアンスへの関心を高め、正しい知識の定着を図る。
 - (4) 内部通報制度を設けることで、法令違反行為等の問題の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - (5) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。
 - (6) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関して必要な事項を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、適切に事業リスクの評価・管理を行う体制を構築する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種法令等への違反リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 危機発生時には、「緊急時対応規程」に基づき緊急対策を整備し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ適切に対処する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を毎月1回定期開催し、会社の業務執行に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督するほか、迅速かつ有効な意思決定を可能にするため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 当社グループは、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図る。
5. 当社グループ及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、経営を円滑に遂行するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を適切に管理・指導し、相互に密接な連携を図る。
 - (2) 子会社は、「関係会社管理規程別表」に定める行為を実行する場合、当該別表に基づき当社の承認を取得、又は報告を行うものとする。
 - (3) 少数株主保護のため、親会社を含む関連当事者との取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当該取引の必要性及び取引条件の妥当性について確認する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
 - (1) 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役会に求めることができるものとする。
 - (2) 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からは独立した立場を確保する。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得るものとする。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に対し周知徹底する。
 9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
 - (2) 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (2) 監査等委員会は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
 - (3) 監査等委員会は、社内の重要課題等を適時に把握し、必要に応じた意見陳述ができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会が確保され、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員の重要会議への出席を拒めないものとする。
- ロ) リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況
- ・リスク管理体制の整備状況
当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持が非常に重要な課題であると認識しております。リスクの防止及び万一リスクが発生した場合に当社が被る損害を最小限にとどめることを目的に、「リスク管理規程」を定めるとともに、当規程に基づきリスクの洗い出し、評価、必要な対応策の策定等を目的として「リスク管理委員会」を設置しております。当規程について、社内に周知徹底を図るとともに、リスク管理委員会での検討や各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。
 - ・コンプライアンス体制の整備状況
当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。
コンプライアンスへの具体的な取り組みとして、当社はコンプライアンス体制の構築とその推進等について協議を行うため、コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員最低3名、合計5名以上で構成され、原則として月1回開催するものとしております。また、役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ当社法務担当部署に相談するよう「コンプライアンス規程」に定めております。
 - ・情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況
当社は、業務上取り扱う顧客等の情報を各種漏洩リスクから守るため、「プライバシーポリシー」を宣言し当社HPに掲載しております。また、当社の情報資源を社内外の脅威から保護し、情報セキュリティを維持向上するために、「情報セキュリティ規程」及び「情報セキュリティガイドライン」を定めるとともに、個人情報保護法を遵守するため、当社で保存する個人情報について「個人情報保護規程」「個人情報保護ガイドライン」を定めております。
さらに、当社は、役職員に対する情報セキュリティに関する教育や緊急事態の発生に備えた定期的な訓練を実施しているほか、コンプライアンス委員会において、情報セキュリティ上の問題点やその改善情報の確認を

行っております。

ハ) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社における重要な経営事項について、重要度に応じて、当社の取締役会や常勤役員会での事前の承認又は報告を要するものとし、その業務の適正性を管理しております。

また、子会社へ取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役会を通じて業績及び経営課題を把握しているほか、当社の常勤役員会に子会社の代表者が2か月に1度オブザーバーとして参加し、子会社の業務執行事項を報告・相談しております。

また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び当社の監査等委員会が直接監査を実施することができる体制を構築しております。

二) 責任限定契約及び責任免除の内容の概要

・責任限定契約

当社は、業務執行取締役以外の取締役である谷地館望氏、宮沢奈央氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役以外の取締役が、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができる環境を整備することを目的として、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ホ) 取締役に関する事項

・取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を8名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選解任の決議要件

当社は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の選任決議を行い、その選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヘ) 株主総会決議に関する事項

・株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

ト) 剰余金の配当等に関する事項

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものであります。

・中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

チ) 自己株式の取得に関する事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨

を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	渡辺 健太郎	1974年1月16日生	1997年4月 株式会社大塚商会 入社 1999年3月 株式会社サイバーエージェント 入社 1999年7月 同社大阪支社支社長 2003年10月 同社プログクリック事業責任者 2005年10月 同社アマーバ事業本部本部長 2006年12月 同社取締役 就任 2007年7月 当社設立 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	84,000
常務取締役	田中 宏幸	1978年8月4日生	2002年4月 T I S株式会社 入社 2004年8月 株式会社サイバーエージェント 入社 2005年9月 同社プログクリック事業部 マネージャー 2007年7月 当社設立 取締役 就任 2012年12月 当社常務取締役 就任 (現任)	(注) 3	46,000
取締役	榎原 良樹	1974年7月13日生	1997年4月 株式会社さくら銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 2001年1月 株式会社サイバーエージェント 入社 2009年4月 株式会社カウベル 設立 代表取締役 就任 2011年6月 当社 入社 2011年6月 PT. MicroAd Indonesia Director 就任 2013年10月 PT. MicroAd BLADE Indonesia Director 就任 2017年10月 当社執行役員 就任 2018年12月 当社取締役 就任 (現任)	(注) 3	9,200
取締役 (常勤監査等委員)	内田 正宏	1957年10月20日生	1983年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2002年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー メディア事業部門 企画開発室長 2003年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク 取締役 就任 2011年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク 監査役 就任 2019年7月 当社入社 2019年10月 当社常勤監査役 就任 2021年12月 当社取締役 (常勤監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	谷地 館 望	1971年 9月14日生	1996年 4月 Monitor Company, Inc. (現 Monitor Deloitte) 入社 1999年 8月 株式会社サイバーエージェント入社 1999年 9月 株式会社サイバーエージェント監査役就任 2006年 3月 株式会社コーリング監査役 就任 2010年 3月 株式会社セレス 監査役 就任 2015年 3月 株式会社セレス 監査役 退任 同社退社 2019年 2月 株式会社セレス入社 経営企画室所属 (現任) 2020年 3月 当社監査役 就任 2021年12月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	宮沢 奈央 (戸籍上の氏名 : 大田 奈央)	1982年 5月25日生	2005年 4月 ぴあ株式会社入社 2016年 9月 弁護士登録 T F 法律事務所 開設 2018年 2月 OMM法律事務所 開設 株式会社エスプール 取締役就任 (現任) 2020年 6月 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社 入社 2020年 9月 T F R 法律事務所 (現任) 2020年10月 当社監査役 就任 2021年 5月 株式会社ギフトモール 監査役 就任 2021年12月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年12月 ダイムラー・トラック・ファイナンシャルサー ビス・アジア株式会社入社	(注) 4	—
計					139,200

- (注) 1. 2021年12月 9日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役谷地館望、取締役宮沢奈央は、社外取締役であります。
3. 監査等委員でない取締役の任期は、2021年12月 9日開催の定時株主総会の終結の時から、2022年 9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2021年12月 9日開催の定時株主総会の終結の時から、2023年 9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

管掌	氏名
コーポレートデザイン部	松田 佑樹
ビジネス営業本部ビジネスグロース部	道家 康貴
システム開発部	坂田 聡
管理人事本部	福田 裕也
ビジネス営業本部パートナーグロース部	藤川 統
ビジネス営業本部ドメイングロース部、ビジネス営業本部事業開発部	角谷 佳祐
メディア部 ビジネス開発部	中野 伸飛
海外事業本部 MicroAdTaiwan, Ltd. 総経理	丸木 勇人

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役監査等委員の谷地舘望は、株式会社セレスの経営企画室に所属し、複数のインターネット関連企業において監査役を務めた経験があり、企業監査役としての専門的知見を有しております。同氏にはこれらの豊富な経験を活かし、当社の取締役会の意思決定に際して客観的かつ広い視野から、適切な指導をいただくことを期待しております。当社と株式会社セレスとの間には、当社から先方への広告サービスの提供や、当社による先方保有広告枠の仕入に関する取引関係が存在しますが、取引の規模は僅少であります。また、同氏と当社間にこれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員の宮沢奈央は、弁護士として企業法務に関する専門的知見を有しております。同氏にはその専門的知見を活かし、当社の経営を監督していただくことを期待しております。同氏と当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準を参考とし、社外役員には、専門的知見に基づく客観的かつ適切な助言及び取締役の職務執行への監督といった役割を期待しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外役員を選任に努めております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催される取締役会及び監査等委員会を通じて内部監査の状況及び会計監査の状況について適宜報告を受けております。

また、社外取締役は、監査等委員会の議長である常勤監査等委員と適時に意見交換をしており、常勤監査等委員はそれを踏まえた監査活動を実施し、社外取締役へ報告しております。具体的には、常勤監査等委員は、日常的に内部監査担当者と内部監査の実施状況について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等を共有し業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っているほか、常勤役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会に出席し、その内容を監査等委員会へと報告しております。

内部監査室、会計監査人及び監査等委員会は、四半期に1回3者にて面談を実施し、各自の監査実施内容や評価結果等について情報を共有し、意見を交換することで、監査の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員、手続 当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。

常勤監査等委員の内田正宏は、長年にわたる上場会社の取締役や監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外取締役監査等委員の谷地舘望は、複数のインターネット関連企業において監査役を務めた経験を有しており、インターネット業界における知見と財務及び会計に関する知見を有しているほか、社外取締役監査等委員の宮沢奈央は、弁護士として企業法務に関する専門的知見を有しております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催するものとし、監査等に関する重要な事項についての協議、決議を行うほか、常勤監査等委員の活動状況情報の共有が行われております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において、当社監査等委員会の活動状況及び各監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数（※）	出席回数（※）
内田 正宏	10	10
谷地舘 望	10	10
宮沢 奈央	10	10

※当社は、2021年12月9日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。上記の開催回数及び出席回数には、2021年12月9日以前に開催された監査役協議会の回数（2回）を含みます。

監査等委員会での主な検討事項としては、監査計画及び監査方針の策定、会計監査状況の確認、会計監査人の報酬等に関する同意などがあります。また、当事業年度は適時開示体制及びの海外子会社の管理体制の構築状況を重点監査事項としております。適時開示体制については、四半期決算早期化のための体制及びフローの改善状況に関して、管理人事本部長への聞き取りや開示資料の事前確認などを通じて監査しております。海外管理体制については、新型コロナウイルス感染症の影響により現地往査は実施できておりませんが、現地責任者とのビデオ

オ会議での面談や内部監査担当者との情報共有によって、適切な案件管理表の運用や証憑管理体制の構築などによって内部管理体制の改善が実施されていることを確認したほか、本社管理部門による海外子会社の管理状況について、管理人事本部長への聞き取り及び本社管理部門と現地責任者との会議の議事録閲覧などを通じて監査しております。

監査等委員は、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、意見陳述を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、業務執行の全般にわたって適切な監査を実施しております。また、常勤監査等委員は、常勤役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、内部監査担当者との日常的な情報交換、各事業部門責任者との個別面談等を実施し、当社の業務執行状況についての情報を収集し、他の監査等委員へと報告し、監査の実効性の向上を図っております。

② 内部監査の状況

当社は内部監査室を設置しており、専任の内部監査室長1名が内部監査を担当しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、年間で全部署に対し監査を実施できるよう内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た上、承認された監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて改善状況を代表取締役社長に報告しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員とは日常的に監査状況について情報共有しているほか、四半期に1回、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の3者で面談を実施し、各自の監査実施内容や評価結果等について情報を共有し、意見を交換することで、監査の質的向上を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小堀 一英
指定有限責任社員 業務執行社員 瀧野 恭司

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理、当社事業に対する十分な理解、監査報酬の適切性、監査責任者と当社役員との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点で、監査法人の候補の選定、解任または不再任を決定する際の方針としております。

有限責任監査法人トーマツは上場準備段階における的確な調査、監査法人としての実績、当社に対する監査体制等を当社の選定方針と合わせて総合的に判断したうえで選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、当社の財務経理部門、内部監査部門及び会計監査人自身から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、会計監査人の監査が適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	—	25,000	1,000

連結子会社	—	—	—	—
計	23,000	—	25,000	1,000

当社における非監査業務の内容は、収益認識基準に関するコンサルティング業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	12,309	—	1,629	—
計	12,309	—	1,629	—

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当項目はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2021年12月9日開催の株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額20百万円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

取締役（監査等委員である者を除く）の報酬は、取締役会において役位別の報酬範囲を決定し、その範囲内において、取締役会から委任された代表取締役社長渡辺健太郎が、業績、職責、在籍年数等を総合的に勘案の上決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績、職責等を総合的に勘案した評価をするには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、役位別の報酬範囲が同業他社と比べて妥当性があるか、代表取締役社長への委任が適切であるか、代表取締役社長が当該権限を適切に行使しているか、その審議を通じて監督しております。

監査等委員である取締役の報酬については、その額又は算定方法の決定に関する方針はございませんが、各人の業務分担の状況等を考慮し、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

なお、当社では業績連動報酬制度は採用しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	85,320	85,320	—	3
監査等委員（社外取締役を除く）	9,000	9,000	—	1
社外役員	6,000	6,000	—	2

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式は、全て非上場株式であるため記載を省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	6	20,062
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）及び当連結会計年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）及び当事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、監査法人等の専門的知識を有する組織が主催する研修会へ参加し、会計基準等に関する情報を随時取得することにより、財務諸表等の適正性を確保することとしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,932,263	2,161,152
受取手形及び売掛金	1,338,154	1,471,830
商品	—	267
短期貸付金	6,309	29,674
その他	111,762	72,886
貸倒引当金	△21,551	△41,368
流動資産合計	3,366,939	3,694,443
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	144,309	129,917
減価償却累計額及び減損損失累計額	△121,631	△19,593
建物及び構築物 (純額)	22,678	110,324
工具、器具及び備品	722,179	729,858
減価償却累計額及び減損損失累計額	△716,532	△710,879
工具、器具及び備品 (純額)	5,647	18,978
使用権資産	57,025	121,245
減価償却累計額	△29,261	△63,830
使用権資産 (純額)	27,763	57,415
有形固定資産合計	56,089	186,718
無形固定資産		
ソフトウェア	119,985	120,759
その他	7,157	24,796
無形固定資産合計	127,143	145,556
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 51,731	※1 77,663
長期貸付金	—	10,000
繰延税金資産	5,759	9,068
その他	125,833	110,783
貸倒引当金	—	△5,000
投資その他の資産合計	183,324	202,514
固定資産合計	366,557	534,788
資産合計	3,733,496	4,229,232

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,084,076	1,207,034
短期借入金	※2 1,080,000	※2 880,000
リース債務	19,983	28,070
未払法人税等	126,632	95,875
資産除去債務	27,921	—
その他	478,237	472,887
流動負債合計	2,816,850	2,683,867
固定負債		
リース債務	8,467	30,112
資産除去債務	29,607	42,572
持分法適用に伴う負債	5,314	—
固定負債合計	43,389	72,685
負債合計	2,860,240	2,756,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	470,659	476,602
資本剰余金	733,422	1,070,419
利益剰余金	△660,027	△714,081
株主資本合計	544,055	832,941
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,648	95,796
その他の包括利益累計額合計	5,648	95,796
非支配株主持分	323,552	543,942
純資産合計	873,256	1,472,679
負債純資産合計	3,733,496	4,229,232

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2022年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,428,615
受取手形及び売掛金	1,706,946
その他	119,488
貸倒引当金	△48,306
流動資産合計	<u>4,206,743</u>
固定資産	
有形固定資産	215,274
無形固定資産	273,744
投資その他の資産	
その他	171,328
貸倒引当金	△5,000
投資その他の資産合計	<u>166,328</u>
固定資産合計	<u>655,347</u>
資産合計	<u>4,862,090</u>
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,331,855
短期借入金	1,030,000
未払法人税等	97,805
その他	577,868
流動負債合計	<u>3,037,529</u>
固定負債	
資産除去債務	42,619
その他	86,596
固定負債合計	<u>129,216</u>
負債合計	<u>3,166,745</u>

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2022年3月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	482,545
資本剰余金	1,032,575
利益剰余金	△472,720
株主資本合計	<u>1,042,401</u>
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	162,735
その他の包括利益累計額合計	<u>162,735</u>
非支配株主持分	<u>490,207</u>
純資産合計	<u>1,695,345</u>
負債純資産合計	<u>4,862,090</u>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	10,917,603	11,671,312
売上原価	7,911,542	8,672,568
売上総利益	3,006,060	2,998,743
販売費及び一般管理費	※1 2,751,826	※1 2,812,485
営業利益	254,234	186,258
営業外収益		
受取利息	2,130	2,421
持分法による投資利益	—	22,826
為替差益	17,964	—
助成金収入	—	4,054
その他	1,068	1,926
営業外収益合計	21,163	31,228
営業外費用		
支払利息	12,770	8,686
持分法による投資損失	44	—
為替差損	—	49,044
その他	4,400	6,193
営業外費用合計	17,215	63,924
経常利益	258,182	153,562
特別利益		
投資有価証券売却益	—	8,951
関係会社株式売却益	※2 78,450	※2 5,122
その他	330	—
特別利益合計	78,780	14,074
特別損失		
投資有価証券評価損	24,962	—
関係会社株式評価損	28,604	—
関係会社株式売却損	—	※3 4,550
減損損失	※4 19,737	—
本社移転費用	—	※5 37,074
その他	7,594	32
特別損失合計	80,899	41,657
税金等調整前当期純利益	256,064	125,978
法人税、住民税及び事業税	154,755	119,250
法人税等調整額	7,103	△3,538
法人税等合計	161,859	115,712
当期純利益	94,205	10,266
非支配株主に帰属する当期純利益	50,737	49,130
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	43,468	△38,864

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益	94,205	10,266
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△20,489	102,188
持分法適用会社に対する持分相当額	1,240	3,859
その他の包括利益合計	△19,248	106,048
包括利益	74,956	116,315
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,894	51,283
非支配株主に係る包括利益	55,062	65,031

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
売上高	6,122,062
売上原価	4,217,074
売上総利益	1,904,987
販売費及び一般管理費	※ 1,473,028
営業利益	431,958
営業外収益	
受取利息	2,164
助成金収入	824
その他	863
営業外収益合計	3,852
営業外費用	
支払利息	5,741
持分法による投資損失	6,904
為替差損	23,769
その他	4,013
営業外費用合計	40,428
経常利益	395,382
特別損失	
固定資産除却損	67
投資有価証券評価損	184
特別損失合計	252
税金等調整前四半期純利益	395,130
法人税、住民税及び事業税	66,021
法人税等調整額	53,329
法人税等合計	119,350
四半期純利益	275,779
非支配株主に帰属する四半期純利益	34,418
親会社株主に帰属する四半期純利益	241,361

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
四半期純利益	275,779
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	72,551
持分法適用会社に対する持分相当額	6,059
その他の包括利益合計	78,610
四半期包括利益	354,390
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	308,300
非支配株主に係る四半期包括利益	46,089

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	470,659	733,422	△703,495	500,587	29,221	29,221	280,405	810,214
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			43,468	43,468				43,468
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△23,573	△23,573	43,147	19,573
当期変動額合計			43,468	43,468	△23,573	△23,573	43,147	63,041
当期末残高	470,659	733,422	△660,027	544,055	5,648	5,648	323,552	873,256

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	470,659	733,422	△660,027	544,055	5,648	5,648	323,552	873,256
当期変動額								
新株の発行	5,943	5,943		11,886				11,886
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△38,864	△38,864				△38,864
連結範囲の変動			△17,550	△17,550				△17,550
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		331,053		331,053				331,053
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			2,359	2,359				2,359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					90,147	90,147	220,389	310,537
当期変動額合計	5,943	336,996	△54,054	288,885	90,147	90,147	220,389	599,423
当期末残高	476,602	1,070,419	△714,081	832,941	95,796	95,796	543,942	1,472,679

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	256,064	125,978
減価償却費	79,405	89,971
減損損失	19,737	—
有形固定資産除却損	5,651	32
投資有価証券評価損益 (△は益)	24,962	—
関係会社株式評価損	28,604	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△8,951
関係会社株式売却損	—	4,550
関係会社株式売却益	△78,450	△5,122
持分法による投資損益 (△は益)	44	△22,826
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,585	25,718
受取利息	△2,130	△2,421
支払利息	12,770	8,686
売上債権の増減額 (△は増加)	124,314	△159,089
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,500	△256
仕入債務の増減額 (△は減少)	142,535	97,478
その他	110,069	29,432
小計	743,664	183,181
利息及び配当金の受取額	2,130	2,421
利息の支払額	△12,770	△8,686
法人税等の支払額	△112,877	△145,506
営業活動によるキャッシュ・フロー	620,147	31,410
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,846	△75,072
無形固定資産の取得による支出	△81,686	△67,942
資産除去債務の履行による支出	—	△59,161
投資有価証券の取得による支出	△10,000	△23
投資有価証券の売却による収入	—	11,957
関係会社株式の売却による収入	122,500	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	※2 △5,169
差入保証金の差入による支出	△15,521	△34,443
差入保証金の回収による収入	1,879	44,283
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,325	△185,561
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	200,000	△200,000
長期借入金の返済による支出	△10,000	—
社債の償還による支出	△100,500	—
株式の発行による収入	—	11,886
連結子会社の第三者割当増資による収入	—	259,318
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	259,318
非支配株主への配当金の支払額	△12,000	—
リース債務の返済による支出	△26,044	△29,979
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,455	300,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,345	82,495
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	700,274	228,888
現金及び現金同等物の期首残高	1,231,989	1,932,263
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,932,263	※1 2,161,152

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年10月1日
至 2022年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	395,130
減価償却費	50,762
投資有価証券評価損益 (△は益)	184
有形固定資産除却損	67
持分法による投資損益 (△は益)	6,904
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,888
受取利息及び受取配当金	△2,164
支払利息	5,741
売上債権の増減額 (△は増加)	△193,743
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,116
仕入債務の増減額 (△は減少)	85,540
その他	18,566
小計	369,761
利息及び配当金の受取額	2,164
利息の支払額	△5,741
法人税等の支払額	△59,610
営業活動によるキャッシュ・フロー	306,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,581
無形固定資産の取得による支出	△156,924
差入保証金の差入による支出	△2,732
差入保証金の回収による収入	43,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	150,000
リース債務の返済による支出	△16,891
株式の発行による収入	11,886
非支配株主への株式の発行による収入	6,145
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,139
現金及び現金同等物に係る換算差額	77,433
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	267,463
現金及び現金同等物の期首残高	2,161,152
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,428,615

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

株式会社マイクロアドプラス

株式会社マイクロアドデジタルサイネージ

株式会社エンハンス

MICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITED

MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.

MicroAd Taiwan, Ltd.

MicroAd Technology Development (Shenyang), Ltd.

MicroAd India Private Limited

MICROAD SINGAPORE PTE. LTD.

PT MicroAd BLADE Indonesia

MicroAd Technology Development Company Limited

株式会社マイクロアド・クロスボーダー・マーケティング及び株式会社トコトコマイルは解散により、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

MicroAdSEA Philippines Inc.

MicroAd (Thailand) Co Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名

Pt MicroAd Indonesia

Croco Advertising Co., Ltd.

株式会社ソニックムーブは株式売却により、株式会社きざしカンパニーは解散により、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

MicroAdSEA Philippines Inc.

MicroAd (Thailand) Co Ltd.

持分法を適用していない会社はいずれも、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY他4社の決算日は12月31日、MicroAd India Private Limitedの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日において、連結財務諸表作成の基礎となる財務諸表を作成するために必要とされる決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

株式会社マイクロアドプラス

株式会社マイクロアドデジタルサイネージ

株式会社エンハンス

MICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITED

MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.

MicroAd Taiwan, Ltd.

MicroAd Technology Development (Shenyang), Ltd.

MicroAd India Private Limited

MICROAD SINGAPORE PTE. LTD.

MicroAd Technology Development Company Limited

PT MicroAd BLADE Indonesiaは株式売却により、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

MicroAdSEA Philippines Inc.

MicroAd (Thailand) Co Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

Croco Advertising Co., Ltd.

Pt MicroAd Indonesiaは株式売却により、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

MicroAdSEA Philippines Inc.

MicroAd (Thailand) Co Ltd.

持分法を適用していない会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY他3社の決算日は12月31日、MicroAd India Private Limitedの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日において、連結財務諸表作成の基礎となる財務諸表を作成するために必要とされる決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが有る会計上の見積りはありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが有る会計上の見積りはありません。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(I F R S 16号「リース」の適用)

当連結会計年度より、一部の在外子会社において I F R S 第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則すべてのリースについて資産及び負債を認識することといたしました。

本基準の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測

定)) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイド
ンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定
に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開
発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における
財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れること
とされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損な
わせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表への影響はありません。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委
員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表
示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要
因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開
示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示
に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。企業会計基準委員会の本
会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目
的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあた
っては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3
月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情
報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を
行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。な
お、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記
情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影
響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日企業会計基
準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に

関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
投資有価証券(株式)	29,289千円	57,600千円

※2 当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額の総額	1,100,000千円	1,100,000千円
借入実行残高	1,080,000千円	880,000千円
差引額	20,000千円	220,000千円

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
債務保証

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
PT MicroAd Indonesia	36,000千円	39,500千円
計	36,000千円	39,500千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
給与手当	1,307,604千円	1,476,764千円

※2 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

持分法適用関連会社であった株式会社ソニックムーブの当社保有株式を全部売却したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

連結子会社であったPT MicroAd BLADE Indonesiaの当社保有株式の一部を売却したことによるものであります。

※3 関係会社株式売却損

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

持分法適用関連会社であったPt MicroAd Indonesiaの当社保有株式の一部を売却したことによるものであります。

※4 減損損失

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	事業用資産	工具、器具及び備品 ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

データプラットフォーム事業の海外コンサルティングサービスにつきまして、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	469千円
ソフトウェア	19,267千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用に当たり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として算定しております。

※5 本社移転費用

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社の本社移転に伴うものであり、主に移転前後の重複家賃、引越費用等であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△20,489千円	107,360千円
組替調整額	－千円	△5,171千円
為替換算調整勘定	△20,489千円	102,188千円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1,240千円	4,423千円
組替調整額	－千円	△563千円
持分法適用会社に対する持分相当額	1,240千円	3,859千円
その他の包括利益合計	△19,248千円	106,048千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,098,000	—	—	4,098,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,098,000	14,000	—	4,112,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 14,000株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	1,932,263千円	2,161,152千円
現金及び現金同等物	1,932,263千円	2,161,152千円

※2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の売却によりPT. MICROAD BLADE INDONESIAが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	112,946 千円
固定資産	3,435
流動負債	△39,992
固定負債	△33,326
非支配株主持分	△25,774
為替換算調整勘定	5,171
連結子会社の減少による利益剰余金の減少	△17,550
株式売却後の投資勘定	△348
株式売却損	△4,550
PT. MICROAD BLADE INDONESIA株式の売却価額	10
PT. MICROAD BLADE INDONESIA現金及び現金同等物	△5,180
差引：売却による支出	△5,169

(リース取引関係)

前連結会計年度(2020年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引等

I F R S 第16号適用子会社における使用権資産

(1) 使用権資産の内容

有形固定資産 建物の使用権

(2) 使用権資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引等

I F R S 第16号適用子会社における使用権資産

(1) 使用権資産の内容

有形固定資産 建物の使用権

(2) 使用権資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2021年9月30日)
1年内	125,975
1年超	217,594
合計	343,570

（金融商品関係）

前連結会計年度（2020年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理ガイドラインに基づき、管理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する等の方法によりリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,932,263	1,932,263	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,338,154	1,338,154	—
(3) 短期貸付金	6,309	6,309	—
資産計	3,276,727	3,276,727	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,084,076	1,084,076	—
(2) 未払法人税等	126,632	126,632	—
(3) 短期借入金	1,080,000	1,080,000	—
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のリース債務を含む。）	28,450	28,232	△217
負債計	2,319,158	2,318,940	△217

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(2) 短期貸付金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2020年9月30日
投資有価証券（非上場株式）	22,441
非連結子会社及び関連会社株式（非上場株式）	29,289

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含まれておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,932,263	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,338,154	—	—	—
短期貸付金	6,309	—	—	—
合計	3,276,727	—	—	—

4. 短期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,080,000	—	—	—	—	—
リース債務	19,983	8,404	63	—	—	—
合計	1,099,983	8,404	63	—	—	—

当連結会計年度（2021年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理ガイドラインに基づき、管理部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する等の方法によりリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,161,152	2,161,152	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,471,830	1,471,830	—
(3) 短期貸付金	29,674		
貸倒引当金(*)	△11,500		
	18,174	18,174	—
(4) 長期貸付金	10,000		
貸倒引当金(*)	△5,000		
	5,000	4,793	△206
資産計	3,656,157	3,655,951	△206
(1) 支払手形及び買掛金	1,207,034	1,207,034	—
(2) 未払法人税等	95,875	95,875	—
(3) 短期借入金	880,000	880,000	—
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のリース債務を含む。）	58,182	58,720	537
負債計	2,241,091	2,241,629	537

(*)短期貸付金及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2021年9月30日
投資有価証券（非上場株式）	20,062
非連結子会社及び関連会社株式（非上場株式）	57,600

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,161,152	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,471,830	—	—	—
短期貸付金	29,674	—	—	—
長期貸付金	—	10,000	—	—
合計	3,662,657	10,000	—	—

4. 短期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	880,000	—	—	—	—	—
リース債務	28,070	19,801	10,311	—	—	—
合計	908,070	19,801	10,311	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(2020年9月30日)

1. その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額 22,441千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について24,962千円減損処理をしております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、期末における財政状態の悪化により、実質価額が取得価額に比べ50%以上下落した場合は原則減損処理しますが、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の可否を決定しております。

当連結会計年度(2021年9月30日)

1. その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額 20,062千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	11,951	8,951	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(2020年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名	当社取締役2名 当社従業員4名	当社取締役2名 当社従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 400,000株	普通株式 50,000株	普通株式 80,000株
付与日	2014年11月2日	2017年12月25日	2018年7月9日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	2014年11月2日から権利行使日まで	2017年12月25日から権利行使日まで	2018年7月9日から権利行使日まで
権利行使期間	自 2016年11月2日 至 2024年11月1日	自 2019年12月20日 至 2027年12月19日	自 2020年7月5日 至 2028年7月4日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2017年7月1日付株式分割(1株につき1,000株の割合)および2022年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	50,000	80,000
付与	—	—	—
失効	—	32,000	65,000
権利確定	—	—	—
未確定残	—	18,000	15,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	242,000	—	—
権利確定	—	18,000	15,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	242,000	18,000	15,000

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2017年7月1日付株式分割(1株につき1,000株の割合)および2022年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	425	2,455	2,455
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2017年7月1日付株式分割(1株につき1,000株の割合)および2022年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	101,277千円
(2) 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度(2021年9月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名	当社取締役2名 当社従業員4名	当社取締役2名 当社従業員4名	当社取締役3名 当社従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 400,000株	普通株式 50,000株	普通株式 80,000株	普通株式 394,000株
付与日	2014年11月2日	2017年12月25日	2018年7月9日	2021年1月22日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	2014年11月2日から 権利行使日まで	2017年12月25日から 権利行使日まで	2018年7月9日から 権利行使日まで	2021年1月22日から 権利行使日まで
権利行使期間	自 2016年11月2日 至 2024年11月1日	自 2019年12月20日 至 2027年12月19日	自 2020年7月5日 至 2028年7月4日	自 2022年12月10日 至 2030年12月9日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2017年7月1日付株式分割(1株につき1,000株の割合)および2022年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	394,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	394,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	242,000	18,000	15,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	28,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	214,000	18,000	15,000	—

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2017年7月1日付株式分割（1株につき1,000株の割合）および2022年4月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	425	2,455	2,455	882
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2017年7月1日付株式分割（1株につき1,000株の割合）および2022年4月1日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法により決定しております。

なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	89,559千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	11,718千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	6,101千円
有形固定資産減価償却費	78,250千円
ソフトウェア減価償却費	303,569千円
投資有価証券評価損	7,641千円
関係会社株式評価損	5,094千円
資産除去債務	17,615千円
税務上の繰越欠損金(注)2	739,140千円
その他	16,365千円
繰延税金資産小計	1,173,778千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△739,140千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△428,877千円
評価性引当額小計(注)1	△1,168,018千円
繰延税金資産合計	5,759千円

(注)1. 評価性引当額が増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	—	—	—	—	173,912	565,228	739,140
評価性引当額	—	—	—	—	△173,912	△565,228	△739,140
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.94%
住民税均等割	1.15%
法人税等の特別控除	△1.74%
評価性引当額の増減	31.76%
連結子会社との税率差異	△5.62%
その他	4.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.21%

当連結会計年度（2021年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,578千円
有形固定資産減価償却費	46,505千円
ソフトウェア減価償却費	282,565千円
投資有価証券評価損	7,641千円
関係会社株式評価損	5,094千円
資産除去債務	2,071千円
税務上の繰越欠損金（注）	742,274千円
その他	58,758千円
繰延税金資産小計	1,159,489千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△742,274千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△408,146千円
評価性引当額小計	△1,150,421千円
繰延税金資産合計	9,068千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	—	—	—	168,637	92,325	481,312	742,274
評価性引当額	—	—	—	△168,637	△92,325	△481,312	△742,274
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	29.08%
住民税均等割	2.33%
法人税等の特別控除	△1.68%
過年度法人税等	△5.62%
評価性引当額の増減	△10.76%
関係会社株式売却益の連結修正	61.79%
連結子会社との税率差異	△8.92%
その他	△4.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.85%

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	53,095千円
時の経過による調整額	88千円
見積りの変更による増加額	4,343千円
期末残高	57,528千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、本社オフィスの退去等による新たな情報の入手に伴い、必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、見積りの変更による増加額4,343千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	57,528千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,620千円
時の経過による調整額	345千円
見積りの変更による増加額	8,400千円
資産除去債務の履行による減少額	△60,321千円
期末残高	42,572千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、本社オフィスの退去、移転等による新たな情報の入手に伴い、必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、見積りの変更による増加額8,400千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	データソリューションサービス	デジタルサイネージサービス	海外コンサルティングサービス	合計
外部顧客への売上高	6,681,085	800,007	3,436,510	10,917,603

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	その他アジア	合計
7,481,093	2,102,956	1,333,553	10,917,603

(注) 売上高は当社拠点の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	中国	その他アジア	合計
282	36,591	18,347	868	56,089

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	データソリューションサービス	デジタルサイネージサービス	海外コンサルティングサービス	合計
外部顧客への売上高	6,835,600	667,023	4,168,687	11,671,312

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	その他アジア	合計
7,502,624	2,746,120	1,422,567	11,671,312

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	その他アジア	合計
106,161	71,247	9,310	186,718

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社ソニックムーブ	東京都 新宿区	62,000	Webおよびアプリケーションの企画、制作、開発、運用	-	(注)	有価証券の売却代金	81,667	-	-
							関連会社株式売却益	26,150	-	-

(注) 当社グループの関連会社でありました株式会社ソニックムーブは、当社が保有する同社株式全てを同社及び同社代表取締役譲渡したことから2020年2月末付で連結の範囲から除外しております。なお、同社との交渉において、今後の事業上の連携が薄れていくことが予見されることなどから、当社が同社株式を取得した際の価格にて決定致しました。取引金額には売却した金額を記載しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ヤフー株式会社	東京都 千代田区	199,250	インターネット広告事業	-	インターネット広告の売買	売上高	400,145	売掛金	56,785

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社サイバーエージェント（東京証券取引所第1部に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,203	メディア事業 インターネット広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	被所有 直接 63.2	インターネット広告の売買	売上高	367,318	売掛金	45,574

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ヤフー株式会社	東京都千代田区	199,250	インターネット広告事業	—	インターネット広告の売買	売上高	364,194	売掛金	57,322
その他の関係会社の子会社	LINE Taiwan Limited	台湾 台北市	841百万 台湾ドル	インターネット広告事業	—	インターネット広告の売買	仕入高	705,334	買掛金 未収入金	164,755 23,349

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渡辺健太郎	—	—	当社代表取締役	被所有 直接 0.34	—	新株予約権（ストックオプション）の行使	11,886	—	—

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社サイバーエージェント（東京証券取引所第1部に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	67.07円	112.93円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	5.30円	△4.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	43,468	△38,864
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	43,468	△38,864
普通株式の期中平均株式数 (株)	8,196,000	8,218,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数 普通株式 275,000株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数 普通株式641,000株)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(子会社の吸収合併)

当社は2021年12月9日開催の取締役会において、2022年2月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社マイクロアドプラスを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は2022年2月1日に株式会社マイクロアドプラスを吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

業務の集約及び人材配置の最適化により、経営の効率化を図ることを目的としています。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

合併決議承認取締役会	2021年12月9日
合併契約締結日	2021年12月9日
合併期日(効力発生日)	2022年2月1日

② 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社マイクロアドプラスは解散いたしました。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共

通支配下の取引として処理をいたします。

(子会社株式の譲渡)

当社は、連結子会社であるMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd. (以下、MA S社) の当社が保有する株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、2011年1月に当社の海外コンサルティングサービスのさらなる発展を目的に、MA S社を設立いたしました。中国におけるプロモーション支援や越境ビジネスのコンサルティングを中心とした事業を行ってまいりましたが、当社が推し進めるデータソリューションサービス及び広告プラットフォームを活用した事業とのシナジーを生み出しづらい状況が続いておりました。

このような状況下、当社としてはMA S社の成長戦略を検討する過程において、MA S社が中国市場における知名度、ノウハウを持つ企業の傘下で事業運営にあたることが一層の成長・発展に資するとの判断に至り、株式譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。

(2) 株式譲渡先の名称

譲渡先との守秘義務により非開示といたします。

(3) 譲渡の時期

2022年6月15日 (予定)

(4) 当該子会社の名称

名称 : MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.
事業内容 : デジタルマーケティング事業、アドプラットフォーム事業、制作開発事業
当社との取引内容 : 広告案件の受発注

(子会社事業の譲渡)

当社連結子会社であるMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY (以下、MA V社) が運営する事業を譲渡することに関して、2022年2月10日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。

(1) 事業譲渡の理由

当社は、2012年11月に当社の海外コンサルティングサービスのさらなる発展を目的に、MA V社を設立いたしました。主にベトナムにおける日系企業のプロモーション支援を中心とした事業を行ってまいりましたが、当社が推し進めるデータソリューションサービス及び広告プラットフォームを活用した事業とのシナジーを生み出しづらい状況が続いておりました。

このような状況下、当社としてはMA V社の成長戦略を検討する過程において、ベトナムでの事業拡大を図る企業へMA V社の事業を譲渡し、運営することが一層の成長・発展に資するとの判断に至り、事業譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。

(2) 分離した事業の内容

デジタル広告に関する事業及びそれらに付随する一切の事業

(3) 譲渡先の名称

譲渡先との守秘義務により非開示といたします。

(4) 譲渡の時期

2022年5月31日 (予定)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(6) 譲渡する事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(株式分割)

当社は、2022年3月2日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数(株)	4,126,000
今回の分割により増加する株式数(株)	4,126,000
株式分割後の発行済株式総数(株)	8,252,000
株式分割後の発行可能株式総数(株)	32,000,000

なお、2022年3月10日開催の臨時株主総会決議により、2022年3月28日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

③ 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、データソリューションサービスの一部の取引について、従来は受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客に対するコンサルティングサービスの対価のみを収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高及び売上原価が184,154千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

下記の債務保証を行っております(金融機関からの借入金に対する保証債務であります。)

当第2四半期連結会計期間
(2022年3月31日)

PT MicroAd Indonesia	43,000千円
----------------------	----------

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自2021年10月1日
至2022年3月31日)

従業員給料及び手当	801,568千円
-----------	-----------

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自2021年10月1日
至2022年3月31日)

現金及び現金勘定	2,428,615千円
現金及び現金同等物	2,428,615

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自2021年10月1日至2022年3月31日)

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社マイクロアドプラス（以下「マイクロアドプラス」という。）を、吸収合併（以下、「本合併」という。）することを決議し、2022年2月1日をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社マイクロアドプラス
事業の内容 インターネット広告事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社のデータソリューションサービスにおいて、マイクロアドプラスを業務統合することで、業務の集約及び人材配置の最適化により、営業力の強化及び経営の効率化を図ることを目的として、同社を吸収合併いたしました。

(3) 合併の日程

合併契約決議取締役会 2021年12月9日
合併契約締結日 2021年12月9日
合併効力発生日 2022年2月1日

※当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の手続きにより、マイクロアドプラスは会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併の手続きにより、いずれも株主総会の承認決議を経ずに本合併を行っております。

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併とし、マイクロアドプラスは解散いたしました。

(5) 結合後企業の名称

株式会社マイクロアド

(6) 合併に係る割当ての内容

当社はマイクロアドプラスの発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式その他金銭等の交付及び割当ては行っておりません。

(7) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権社債に関する取扱い

該当事項はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであり、各サービスごとに生じる収益を分解した情報は、以下のとおりとなります。

当第2四半期連結累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

サービスの名称	売上高
データソリューションサービス	3,730,104
デジタルサイネージサービス	459,358
海外コンサルティングサービス	1,932,599
外部顧客への売上高	6,122,062

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2021年10月1日 至2022年3月31日)
1株当たり四半期純利益	29円29銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	241,361
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	241,361
普通株式の期中平均株式数(株)	8,240,769
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2021年12月9日開催の取締役会決議による第6回新株予約権新株予約権の数 992個 (普通株式 99,200株)

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

また、当社は2022年3月2日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり四半期純利益」については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2022年3月2日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数(株)	4,126,000
今回の分割により増加する株式数(株)	4,126,000
株式分割後の発行済株式総数(株)	8,252,000
株式分割後の発行可能株式総数(株)	32,000,000

なお、2022年3月10日開催の臨時株主総会決議により、3月28日付をもって定款の変更を行い、発行済株式総数は8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

③ 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており

ますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(子会社株式の譲渡)

当社は、連結子会社であるMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd, (以下MAS社) の当社が保有する株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、2011年1月に当社の海外コンサルティングサービスのさらなる発展を目的に、MAS社を設立いたしました。中国におけるプロモーション支援や越境ビジネスのコンサルティングを中心とした事業を行ってまいりましたが、当社が推し進めるデータソリューションサービス及び広告プラットフォームを活用した事業とのシナジーを生み出しづらい状況が続いておりました。

このような状況下、当社としてはMAS社の成長戦略を検討する過程において、MAS社が中国市場における知名度、ノウハウを持つ企業の傘下で事業推進にあたる事が一層の成長・発展に資するとの判断に至り、株式譲渡に関する契約を締結いたしました。

(2) 株式譲渡先の名称

譲渡先との守秘義務により非開示といたします。

(3) 譲渡の時期

2022年6月15日 (予定)

(4) 当該子会社の名称

名 称 : MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd,
事 業 内 容 : デジタルマーケティング事業、制作開発事業
当社との取引内容 : 広告案件の受発注

(子会社事業の譲渡)

当社連結子会社であるMICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY. (以下、MAV社) が運営する事業を譲渡することに関して、2022年2月10日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。

(1) 事業譲渡の理由

当社は、2012年11月に当社の海外コンサルティングサービスのさらなる発展を目的に、MAV社を設立いたしました。主にベトナムにおける日系企業のプロモーション支援を中心とした事業を行ってまいりましたが、当社が推し進めるデータソリューションサービス及び広告配信プラットフォームを活用した事業とのシナジーを生み出しづらい状況が続いておりました。

このような状況下、当社としてはMAV社の成長戦略を検討する過程において、ベトナムでの事業拡大を図る企業へMAV社の事業を譲渡し、運営することが一層の成長・発展に資するとの判断に至り、事業譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。

(2) 分離した事業の内容

デジタル広告に関する事業及びそれらに付随する一切の事業

(3) 譲渡先の名称

譲渡先との守秘義務により非開示といたします。

(4) 譲渡の時期

2022年5月31日 (予定)

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,080,000	880,000	0.96	—
1年以内に返済予定のリース債務	19,983	28,070	3.44	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,467	30,112	2.9	2023年
合計	1,108,450	938,182	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	19,801	10,311	—	—

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賃貸借契約に基づく原状回復義務	57,528	45,365	60,321	42,572

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	298,536	164,512
売掛金	731,626	716,231
短期貸付金	※1 108,000	23,000
未収入金	6,744	8,685
前払費用	43,529	24,531
その他	41,386	30,878
貸倒引当金	△116,030	△37,327
流動資産合計	1,113,792	930,511
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	112,366	92,881
減価償却累計額及び減損損失累計額	△112,366	△2,130
建物附属設備（純額）	—	90,751
工具、器具及び備品	695,270	707,579
減価償却累計額及び減損損失累計額	△695,270	△692,275
工具、器具及び備品（純額）	—	15,303
有形固定資産合計	—	106,055
投資その他の資産		
投資有価証券	8,144	8,493
関係会社株式	309,694	302,715
関係会社長期貸付金	10,000	—
長期貸付金	—	10,000
長期前払費用	6,711	—
敷金及び保証金	104,065	93,279
その他	—	2,865
貸倒引当金	△253	△5,000
投資その他の資産合計	438,361	412,352
固定資産合計	438,361	518,407
資産合計	1,552,153	1,448,919

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	637,475	607,648
短期借入金	※1,※2 1,080,000	※1,※2 880,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	※1 120,000	※1 330,000
未払金	118,756	70,378
未払費用	7,340	55,124
未払法人税等	16,852	18,735
前受金	11,023	70,316
預り金	45,715	15,440
資産除去債務	27,921	—
その他	97,776	68,992
流動負債合計	2,162,861	2,116,636
固定負債		
関係会社長期借入金	630,000	420,000
資産除去債務	29,607	42,572
固定負債合計	659,607	462,572
負債合計	2,822,468	2,579,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	470,659	476,602
資本剰余金		
資本準備金	470,659	476,602
その他資本剰余金	15,312	15,312
資本剰余金合計	485,971	491,914
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,226,947	△2,098,807
利益剰余金合計	△2,226,947	△2,098,807
株主資本合計	△1,270,315	△1,130,290
純資産合計	△1,270,315	△1,130,290
負債純資産合計	1,552,153	1,448,919

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	※1 5,463,941	※1 5,651,943
売上原価	※1 4,031,204	※1 4,114,834
売上総利益	1,432,736	1,537,108
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,789,062	※2 1,641,695
営業損失(△)	△356,326	△104,587
営業外収益		
受取利息及び配当金	71,154	334
経営指導料	34,024	30,367
業務受託料	9,452	9,000
その他	908	1,338
営業外収益合計	115,540	41,040
営業外費用		
支払利息	14,570	14,076
為替差損	1,549	1,133
その他	2,143	2,372
営業外費用合計	18,263	17,582
経常損失(△)	△259,049	△81,129
特別利益		
関係会社株式売却益	80,242	259,329
その他	2,625	—
特別利益合計	82,868	259,329
特別損失		
関係会社株式評価損	80,542	6,619
投資有価証券評価損	24,955	—
本社移転費用	—	※3 37,074
その他	11,039	—
特別損失合計	116,537	43,694
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△292,719	134,505
法人税、住民税及び事業税	1,262	6,365
法人税等合計	1,262	6,365
当期純利益又は当期純損失(△)	△293,981	128,139

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 仕入高		2,857,168	70.8	2,995,069	72.8
II 労務費		204,036	5.0	238,526	5.8
III 外注費		249,488	6.1	222,051	5.4
IV 経費	※	720,511	17.8	659,186	16.0
当期売上原価		4,031,204	100.0	4,114,834	100.0

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
システムデータ費用 (千円)	245,375	274,269
パートナーレベニューシェア (千円)	106,306	40,568
設備費 (千円)	276,194	258,403

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	470,659	470,659	15,312	485,971	△1,932,965	△1,932,965	△976,333	△976,333
当期変動額								
当期純損失（△）					△293,981	△293,981	△293,981	△293,981
当期変動額合計	—	—	—	—	△293,981	△293,981	△293,981	△293,981
当期末残高	470,659	470,659	15,312	485,971	△2,226,947	△2,226,947	△1,270,315	△1,270,315

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	470,659	470,659	15,312	485,971	△2,226,947	△2,226,947	△1,270,315	△1,270,315
当期変動額								
新株の発行	5,943	5,943		5,943			11,886	11,886
当期純利益					128,139	128,139	128,139	128,139
当期変動額合計	5,943	5,943	—	5,943	128,139	128,139	140,025	140,025
当期末残高	476,602	476,602	15,312	491,914	△2,098,807	△2,098,807	△1,130,290	△1,130,290

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積もり)

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが有る会計上の見積りはありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが有る会計上の見積りはありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債権	341,295千円	209,003千円
短期金銭債務	230,882千円	412,520千円

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額の総額	1,100,000千円	1,100,000千円
借入実行残高	1,080,000千円	880,000千円
差引額	20,000千円	220,000千円

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年9月30日)		当事業年度 (2021年9月30日)
PT MicroAd Indonesia	36,000千円	PT MicroAd Indonesia	39,500千円
MicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.	62,160千円		
計	98,160千円	計	39,500千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	1,372,345千円	1,387,791千円
売上原価	317,589千円	291,148千円
販売費及び一般管理費	222,239千円	16,022千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	120,760千円	46,795千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.4%、当事業年度62.7%であります。一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.6%、当事業年度37.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
給与及び手当	769,676千円	863,712千円
業務委託費	132,560千円	126,962千円
法定福利費	114,188千円	132,075千円
貸倒引当金繰入額	102,823千円	21,043千円

※3 本社移転費用

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当社の本社移転に伴うものであり、主に移転前後の重複家賃、引越費用等であります。

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年9月30日)

投資有価証券 (貸借対照表計上額は8,144千円)、関係会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式309,694千円、関連会社株式0千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2021年9月30日)

投資有価証券 (貸借対照表計上額は8,493千円)、関係会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式302,715千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	35,606千円
有形固定資産減価償却費	78,250千円
ソフトウェア減価償却費	302,739千円
投資有価証券評価損	7,641千円
関係会社株式評価損	162,798千円
資産除去債務	17,615千円
税務上の繰越欠損金	739,140千円
その他	14,610千円
繰延税金資産小計	1,358,402千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△739,140千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△619,262千円
評価性引当額小計(注)1	△1,358,402千円
繰延税金資産合計	一千円

(注)1. 評価性引当額が増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2021年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	12,960千円
有形固定資産減価償却費	46,505千円
ソフトウェア減価償却費	282,074千円
投資有価証券評価損	7,641千円
関係会社株式評価損	157,180千円
資産除去債務	2,071千円
税務上の繰越欠損金	733,866千円
その他	50,350千円
繰延税金資産小計	1,292,651千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△733,866千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△558,784千円
評価性引当額小計	△1,292,651千円
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	24.49%
住民税均等割	1.39%
繰越欠損金控除額	△3.92%
所得税額等の繰戻しによる還付金額	△3.16%
評価性引当額の増減	△44.96%
その他	0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.73%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(子会社の吸収合併)

当社は2021年12月9日開催の取締役会において、2022年2月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社マイクロアドプラスを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は2022年2月1日に株式会社マイクロアドプラスを吸収合併いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社の吸収合併)」をご参照ください。

(子会社株式の譲渡)

当社は、連結子会社であるMicroAd (Shanghai) Advertising, Ltd.の当社が保有する株式を譲渡することに関して、2022年5月5日に譲渡先と基本合意書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(子会社株式の譲渡)」をご参照ください。

(株式の分割)

当社は2022年3月2日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」の「(株式分割)」をご参照ください。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		PT. MICROAD INDONESIA	417,200	0
PT. MICROAD BLADE INDONESIA	25,000	348		
スマートアイデア株式会社	70	5,144		
株式会社Direct Tech	60	3,000		
計		442,330	8,493	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	112,366	92,881	112,366	92,881	2,130	2,130	90,751
工具、器具及び備品	695,270	16,008	3,698	707,579	692,275	704	15,303
有形固定資産計	807,636	108,890	116,065	800,461	694,406	2,834	106,055

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備 本社移転に伴う内装工事及び資産除去債務対応資産 92,881千円

当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備 本社移転に伴う内装工事及び資産除去債務対応資産 112,366千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	116,283	42,327	—	116,283	42,327

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)欄に記載の減少額は洗替による取崩額等であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.microad.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年 12月17日	—	—	—	渡辺健太郎	千葉県 木更津市	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)	14,000	11,886,000 (849) (注) 4	新株予約権の行使
2021年 3月31日	株式会社サイバーエージェント 代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区宇田川町 40番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	SCSK株式会社 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	205,600	999,832,800 (4,863) (注) 5	移動後所有者との取引関係等強化のため
2021年 12月13日	—	—	—	渡辺健太郎	千葉県 木更津市	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)	14,000	11,886,000 (849) (注) 4	新株予約権の行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上場株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、純資産法により算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 移動価格は、DCF法により算出した価格を基に当事者間での協議の上、決定しております。
6. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2021年1月22日	2022年1月21日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 197,000株	普通株式 99,200株 (注) 5
発行価格	1株当たり1,764円 (注) 3	1株当たり1,764円 (注) 3
資本組入額	882円	882円
発行価額の総額	347,508,000円	174,988,800円 (注) 5
資本組入額の総額	173,754,000円	87,494,400円 (注) 5
発行方法	2020年12月9日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年12月9日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置を取るものとされております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した評価額に基づき決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	第5回新株予約権	第6回新株予約権
行使時の払込金額	1株当たり1,764円	1株当たり1,764円
行使期間	2022年12月10日から2030年12月9日	2023年12月10日から2031年12月9日
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員2名)により、発行数は95,600株、発行価額の総額は168,638,400円、資本組入額の総額は84,319,200円となっております。
6. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 健太郎	千葉県木更津市	会社役員	5,000	8,820,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名、当社代表取締役、当社子会社取締役及び監査役)
田中 宏幸	埼玉県さいたま市見沼区	会社役員	20,000	35,280,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名、当社取締役、当社子会社取締役及び監査役)
榎原 良樹	東京都中央区	会社役員	20,000	35,280,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名、当社取締役、当社子会社取締役及び監査役)
道家 康貴	東京都世田谷区	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
中野 伸飛	東京都目黒区	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
角谷 佳祐	東京都大田区	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
穴原 誠一郎	東京都稲城市	会社役員	8,000	14,112,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役及び監査役)
立石 誠	東京都世田谷区	会社役員	8,000	14,112,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役及び監査役)
福田 裕也	兵庫県尼崎市	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
藤川 統	東京都品川区	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
丸木 勇人	中華民国台北市	会社役員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員 特別利害関係者等 (当社子会社取締役及び監査役)
松田 佑樹	東京都目黒区	会社役員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員 特別利害関係者等 (当社子会社取締役及び監査役)
坂田 聡	東京都大田区	会社員	8,000	14,112,000 (1,764)	当社執行役員
谷沢 太陽	東京都江戸川区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
中山 洋章	神奈川県横浜市青葉区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
川畑 裕介	東京都八王子市	会社役員	4,000	7,056,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役 及び監査役)
田島 雅也	神奈川県川崎市宮前区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
高場 輝之	インドネシア共和国ジャ カルタ市	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
西澤 嘉則	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
伊藤 允晴	東京都世田谷区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
山口 雄司	東京都世田谷区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
小林 匠太郎	東京都品川区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
小松 真	東京都狛江市	会社役員	4,000	7,056,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役 及び監査役)
堀内 隼太	東京都港区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
佐藤 香	東京都目黒区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
本村 匡弘	東京都世田谷区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
夏目 敏之	神奈川県川崎市麻生区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
塩野入 和哉	東京都大田区	会社役員	4,000	7,056,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役 及び監査役)
郭 巍	滋賀県大津市	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
奈良橋 亨	東京都江戸川区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
元井 正明	埼玉県戸田市	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員

(注) 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大戸 健吾	東京都板橋区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
工藤 裕貴	東京都世田谷区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
高橋 朋也	中華人民共和国上海市	会社役員	4,000	7,056,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役 及び監査役)
小西 将仁	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	会社役員	4,000	7,056,000 (1,764)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役 及び監査役)
新川 純一郎	東京都港区	会社員	4,000	7,056,000 (1,764)	当社従業員
藤村 裕幸	埼玉県三郷市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
長尾 慎吾	神奈川県横浜市港北区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
比嘉 拓也	埼玉県川口市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
葛屋 雄大	神奈川県横浜市港北区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
羽田 幸太	東京都大田区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
伊東 直弥	東京都江東区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
大澤 昂太	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
築野 文仁	東京都品川区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
大矢 樹	京都府京都市北区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
山口 統	東京都北区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
豊田 美和	神奈川県川崎市幸区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
井上 真利	東京都杉並区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
井上 茂樹	東京都杉並区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
井尻 智也	大阪府大阪市北区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
片野 恵理子	埼玉県川越市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
石坂 哲也	大阪府吹田市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
武田 亮	東京都渋谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 邦幸	東京都中野区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
青野 徹大	神奈川県川崎市高津区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
氏家 美穂	東京都品川区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
津田 才佳	東京都大田区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
木田 星矢	東京都練馬区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
西山 つかさ	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
一宮 秀義	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
小林 蓉子	東京都品川区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
井上 満規	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
中澤 礼央	東京都目黒区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
奥貫 久美	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
井上 夕希菜	東京都渋谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
松本 和之	東京都目黒区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
松本 宗明	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
荒井 奏	東京都渋谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
木津 碧里	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
久保田 裕基	福岡県福岡市中央区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
寺谷 真皓	東京都目黒区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
長尾 健明	大阪府大阪市東住吉区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
川野 大	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
林田 拓也	東京都三鷹市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
バガウトディノワ マリナ	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
森本 涼介	中華民国台北市	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
牧田 純平	東京都世田谷区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員
杉山 友望	神奈川県横浜市南区	会社員	1,800	3,175,200 (1,764)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サイバーエージェント (注) 1	東京都渋谷区宇田川町40番1号	5,202,800	57.45
ソフトバンク株式会社(注) 1	東京都港区海岸一丁目7番1号	1,630,000	18.00
株式会社SWAY(注) 1. 2	東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階	650,000	7.18
SCSK株式会社(注) 1	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	411,200	4.54
田中 宏幸(注) 1. 4. 5	埼玉県さいたま市見沼区	166,000 (120,000)	1.83 (1.33)
渡辺 健太郎(注) 1. 3. 5	千葉県木更津市	150,000 (66,000)	1.66 (0.73)
マイクロアド従業員持株会(注) 1	東京都渋谷区桜丘町20番1号	142,800	1.58
穴原 誠一郎(注) 1. 5. 7	東京都稲城市	88,000 (66,000)	0.97 (0.73)
榎原 良樹(注) 1. 4. 5	東京都中央区	60,200 (51,000)	0.66 (0.56)
瀧本 岳(注) 1	千葉県市川市	46,000	0.51
松田 佑樹(注) 5. 6	東京都目黒区	27,000 (27,000)	0.30 (0.30)
道家 康貴(注) 6	東京都世田谷区	27,000 (27,000)	0.30 (0.30)
中野 伸飛(注) 6	東京都目黒区	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
角谷 佳祐(注) 6	東京都大田区	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
福田 裕也(注) 6	兵庫県尼崎市	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
藤川 統(注) 6	東京都品川区	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
丸木 勇人(注) 5. 6	中華民国台北市	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
坂田 聡(注) 6	東京都大田区	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
立石 誠(注) 5. 7	東京都世田谷区	16,000 (16,000)	0.18 (0.18)
森 勇氣	東京都世田谷区	8,000	0.09
谷沢 太陽(注) 7	東京都江戸川区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
中山 洋章(注) 7	神奈川県横浜市青葉区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
川畑 裕介(注) 5. 7	東京都八王子市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
田島 雅也(注) 7	神奈川県川崎市宮前区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
高場 輝之(注) 7	インドネシア共和国ジャカルタ市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
西澤 嘉則(注) 7	神奈川県茅ヶ崎市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
伊藤 允晴(注) 7	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
山口 雄司(注) 7	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
小林 匠太郎(注) 7	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
小松 真(注) 5. 7	東京都狛江市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
堀内 隼太(注) 7	東京都港区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
佐藤 香(注) 7	東京都目黒区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
本村 匡弘(注) 7	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
夏目 敏之(注) 7	神奈川県川崎市麻生区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
塩野入 和哉(注) 5. 7	東京都大田区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
郭 巍(注) 7	滋賀県大津市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
奈良橋 亨(注) 7	東京都江戸川区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
元井 正明(注) 7	埼玉県戸田市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
大戸 健吾(注) 7	東京都板橋区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
工藤 裕貴(注) 7	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
高橋 朋也(注) 5. 7	中華人民共和国上海市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
小西 将仁(注) 5. 7	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
新川 純一郎(注) 7	東京都港区	8,000 (8,000)	0.09 (0.09)
その他42名		151,200 (151,200)	1.67 (1.67)
計	—	9,056,200 (804,200)	100.00 (8.91)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
4. 特別利害関係者等(当社取締役)
5. 特別利害関係者等(当社子会社取締役及び監査役)
6. 当社の執行役員(執行役員を除く)
7. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2022年5月19日

株式会社マイクロアド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイクロアドの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監

査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2022年5月19日

株式会社マイクロアド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイクロアドの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監

査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2022年5月19日

株式会社マイクロアド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

広瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧野 恭司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイクロアドの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー

手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2022年 5 月 19 日

株式会社マイクロアド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイクロアドの2019年10月1日から2020年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアドの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年5月19日

株式会社マイクロアド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小堀 一英

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイクロアドの2020年10月1日から2021年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアドの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

